

## 草津市自治体基本条例（提言書案）に関する パブリック・コメントの実施結果

1. 実施期間：平成22年12月10日（金）から平成23年1月11日（火）まで
2. 提出通数：73通（窓口提出 12通、ファクシミリ 5通、電子メール 54通、郵送 2通）
3. 意見総数：177件
4. 意見の内訳 別添のとおり

※ 検討委員会としてのパブリック・コメントの回答にあたって・・・

パブリック・コメントに多くの御意見をいただき、誠にありがとうございました。

パブリック・コメントを受け、条例提言書において条文を変更したものや、考え方や論点を修正したものがございます。

また、市民フォーラムにおいて出された御意見も、検討させていただいたところです。

【全般】（12件）

番号	意見（原則、原文どおり）	検討委員会の対応
1	<p>●本基本条例は、草津市の憲章として位置づけられるものであり、上位の法律の定めるところに違反、もしくは解釈によっては違反していると取られるような曖昧な記述はしてはならない。したがって、解説が必要な多様な解釈ができる記述は絶対にしてはならない。</p> <p>・基本条例で定められない事項は、本条例に基づいて別途関連条例を定めることを記述しておけばよい。（註：上位の法を順法して）</p>	<p>●地方自治法第2条第12項で地方公共団体は、憲法第92条にもある地方自治の本旨に基づき、地方公共団体に関する法令を解釈し、運用することとなっています。このことから、現状の提言書案の策定にあっても、憲法および法令の解釈に反しない内容となるよう策定いたしました。また、この条例で定められない事項は、本条例に基づいて別途関連条例を定めることとしており、例えば「草津市個人情報保護条例」や「草津市情報公開条例」は既存条例として制定されており、新たな条例として「市民参加条例」や「住民投票条例」の制定を望むものです。</p>
2	<p>●地方自治体が定める条例は、日本国憲法はもちろん上位の法律である地方自治法等を超えて定めてはならない。</p> <p>*「地方自治法の第14条 普通公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。」としている。</p>	<p>●憲法および法令に反しない限り条例を制定することができることは、御指摘のとおりです。また、地方自治法第2条第12項で地方公共団体は、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体に関する法令を解釈し、運用することとなっています。現状の提言書案は、憲法および法令を踏まえて解釈し策定しており、これらに反するところはないと考えています。</p>
3	<p>●提言は、条例案の形で行わない方がよいと思います。</p> <p>条例という専門性が極めて高い案件について検討、審議する場合には、綿密で正確な現状把握と、関係法令等に対する高度な知識が要求されます。</p> <p>自治体基本条例が地方分権時代における協働のまちづくりを進めるうえでの行政運営の基礎となるルールを定めるものであるならば、市民の行政に対する様々なニーズの把握と、それに対応する行政側の能力の評価など、十分な調査も必要となります。</p> <p>検討委員会に公募市民が入って意見を述べる、パブリック・コメントで寄せられる意見を反映するといった方法がとられますが、これは現状の把握のためにされるものではありません。</p> <p>今回提出される提言は、市民による検討結果として大変貴重なものでありますが、条例化に際しては、さらに違う角度からの検討も加える必要があると思います。</p> <p>しかし、検討委員会が提言書案に対してパブリック・コメントを実施し、条例案という形の提言書を提出すれば、提出を受けた市長は、その条例案に修正を加えることは道義的に難しくなると思います。検討結果は、項目毎の考え方を示すことに留め、地方自治法が市長に付与する条例の制定権を尊重されるべきだと思います。</p>	<p>●御指摘のように、市民による検討の「結果」の遵守のみを市長に強いることはよくないと考え、本提言書案が、「条例案」のみで構成されるものでなく、それがどのような考え方に基づくものか、そこには議論の過程でどのような論点や異論があったのかということを示すことが重要であると考えました。また、検討委員会が提言する内容が、議論の印象や方向性にとどまり、それを具体的にあらわすとどうなるかという「結果」を記さずに返すことは、検討委員会として市長から委嘱された責任を果たさないことだとも考えました。</p> <p>御意見を踏まえて、市長と議会には、検討委員会の提言を検討の素材として闊達なご議論、ご決議いただきたい旨、お伝えするようにしたいと考えています。市長と議会におかれましては、検討委員会に対する「道義的」責任以上に、市民全体に対してその信託に応える決断を行う責任を負われていることは、当然に踏まえておられることを確信しております。</p> <p>検討委員会としては、多面的な側面から幾重にも議論を重ね、責任を持った結果、条例案を含む提言書案を作成いたしました。なお一層市民の信託に応える市長と議会にご検討ご議論いただき、御決断いただきたいと考えており、その過程が進められることとなっておりますことを補足させていただきます。</p>
4	<p>●流行で自治基本条例を制定するのには反対です。</p> <p>市民を条例で締め上げるだけでは、事実上の参加とは思えません。基本的に廃案を希望します。</p>	<p>●平成12年の地方分権改革以降、自治体としての草津市の役割が大きくなり、自治体としてできることが広がってきています。</p> <p>そうした中で、「草津市という自治体が、どんな団体で、どのように、何を大事にして草津のまちの課題解決に取り組むのか」を明らかにする自治体基本条例が必要であると考え、策定に取り組んだものです。草津市という自治体のさまざまな条例や制度の「基本」となる条例として、市が市民の信託に応えるための基本方針やそれを支える仕組みを規定するものです。2年間にわたり委員会の会議を重ねてきたことは、必ずしも流行に軽々と乗ったものではないと御理解いただけることと信じております。</p> <p>また、「市民を条例で締め上げるだけでは、事実上の参加とは思えません」という御指摘、委員会もその認識に立って策定を進めてまいりました。そのため、本提言書案では、市民が主権者であることを明記し、市民から見た市のあるべき姿を明確にするものであることを示しています。「主権者である市民から見た市のあるべき姿を記しつつ、市から見た市民の責務になりうるものを記述するものではない」ことについては、番号19の方への回答をご覧ください。市民の定義、責務、権利についてはさまざまな意見があり、集約した結果、今回の提言書案での表現となりました。</p>

		<p>また、本条例では、市民には市政に参加する権利があり、市は、市民参加がより充実し、実効性あるものになるよう努めることを明記していることから、この条例により「事実上の参加」をさらに推進していくものであると考えています。</p>
5	<p>●この条例は支離滅裂で、議会制民主主義に違反しています。また、全体が空疎で意味不明というだけでなく非常に危険です。インターネットで検索すれば正体が分かりました。これを制定したら草津市末代までの恥である。</p> <p>行政としてこの条例の危険性を市民に広く周知すべきである。騙し討ちをしてこんなクズ条例を制定することに良心は痛まないのか。公務員倫理に反している。</p>	<p>●議会制民主主義の重要性を御指摘いただき、ありがとうございます。「議会」の項目でも触れておりますが、提言書案では議会は「市の意思決定を担う」最終的な意思決定機関として記しています。本条例は議会の権能を制限しているものでは決してなく、二元代表制のもとで議会の役割がますます重要になっていくという視点に立っており、議会制民主主義に反するものではないと考えています。</p> <p>また、この条例の策定にあたっては、市民などで構成される検討委員会で30回以上にわたる議論を行い、その議事内容についてはその都度、市ホームページに掲載し、また、「条例ニュース」の町内回覧や、市民フォーラムを開催するなど、市民の皆様への周知に努めてまいりました。今後、行政や議会においても、条例案の検討、策定、実施の過程を通じ、広く市民への周知を進めていただくよう願っています。</p>
6	<p>●こんな訳のわからない条例は取りやめてください。</p>	<p>●平成12年の地方分権改革以降、自治体としての草津市の役割が大きくなり、自治体としてできることが広がってきています。</p> <p>そうした中で、「草津市という自治体が、どんな団体で、どのように、何を大事にして草津のまちの課題解決に取り組むのか」を明らかにする必要があると考え、草津市という自治体のさまざまな条例や制度の「基本」となる条例として、市が市民の信託に応えるための基本方針やそれを支える仕組みを規定するものです。</p> <p>御意見を受け止め、こうした条例の必要性、また条例の内容について、今後いつその周知が必要であると考えています。</p>
7	<p>●条例制定に反対です。 草津にスキーに行けないよ。</p>	<p>●平成12年の地方分権改革以降、自治体としての草津市の役割が大きくなり、自治体としてできることが広がってきています。</p> <p>そうした中で、「草津市という自治体が、どんな団体で、どのように、何を大事にして草津のまちの課題解決に取り組むのか」を明らかにする必要があると考え、草津市という自治体のさまざまな条例や制度の「基本」となる条例として、市が市民の信託に応えるための基本方針やそれを支える仕組みを規定するものです。</p> <p>御意見を受け止め、この条例の必要性、また条例の内容について、今後いつその周知が必要であると考えています。</p> <p>なお、本市は、群馬県草津町ではなく、滋賀県草津市でございます。</p>
8	<p>●まず、本条例案第7条及び第8条などを見る限り、これは直接民主制を取り入れたものと思われまます。</p> <p>しかし、日本国憲法前文に「日本国民は正当に選挙された代表者を通じて行動し……」とあるように、日本の政治制度は間接民主制が原則であり、憲法上の直接民主制は特別法の住民投票など、例外的なものに限られます。</p> <p>また、憲法第92条及び第94条では、自治体は法律を逸脱するような制度などの制定はできないことが定められています。</p> <p>そして、法律で定められた直接民主的な制度は、地方自治法第74条に定められた直接請求権などに限定されていることから、条例で直接民主制と見られる規定を独自に定めることは憲法違反となります。</p> <p>また実質的にも、政策の形成過程に参加できるゆとりのある市民と、そのようなゆとりのない市民との間に、政治参加の機会の不平等が生じることとなります。</p> <p>条例で直接民主制を認めるには、少なくともそれを裏付ける国会での立法措置が必要となり、それがなされていない以上は、市民の直接的な政治参加を定めた本条例案は違憲であり、また平等な政治参加という面でも不適切であることから、廃案とすることが相当と考えています。</p> <p>仮に廃案にしないとしても、第3条の市民の定義では国籍について明記されておらず、市政に参加でき</p>	<p>●「直接民主制」を取り入れているとの御指摘についてですが、第7条および第8条では、市民には、市政に参加する権利があり、市には、市民参加がより充実し、実効性あるものになるよう努めることを明記しております。市民の市政への参加は、間接民主制、より具体的には、選挙で選ばれた市長や議員の権能を侵すということではなく、政策形成の過程での市民の意見を市長と議会による市政運営に活かすことが必要なため、このように規定いたしました。選ばれた代表が市民の信託に応えていく間接民主制のためにも、市民参加は不可欠であると考えています。</p> <p>なお、御指摘のように地方自治法には請願・陳情、条例の改廃、市長や議会の解職など、市政に対する市民の直接請求がかなり広範に規定されており、現実にもそれが発動しています。これは、地方自治においては、市民と自治体の関係がより近く、より直接的な意思が示される方法が用意されており、「地方自治の本旨」を考える上で重要なことであると考えています。</p> <p>市政参加の機会の拡大が重要であることについては御指摘と委員会の思いの重なるところであり、本提言書案第7条第3項で示しましたように、多様な段階での多様な手法での参加を記し、また参加を進めるための条例制定を第9条として提言したところです。参加のハードルを下げる不断の努力は当然必要ですが、そのためにも、参加の手段とその拡大は必要であることを明記しています。また、市民による市政参</p>

	<p>る市民等に外国人を含むと解釈することもできます。それだけでなく、市内で活動していれば、国籍を問わず市外に住む者、活動団体も市政に参加でき、さらに情報も共有できることとなります（第10、11条）。</p> <p>このことは憲法の国民主権の原理（前文・第1条）に反することはもちろん、本来の主権者である市の住民の権利を弱めることとなります。また、域外住民や外国人に情報提供すれば、危機管理の面で極めて危険です。</p> <p>市政に参加できる者や情報を共有できる者は、日本国籍を持つ住民に限る旨明記すべきです。</p> <p>また、第2条を見ると本条例には最高規範性が与えられていますが、法的根拠がありません。解説でもそれを認めています、法的根拠はないが決めてもよいというのは自己矛盾を起こしています。</p> <p>仮に根拠がなくても最高規範にしたいというのであれば、本条例案の必要性だけでなく、上に述べたような考える問題点やデメリットも合わせて市民に周知させ、それでもなお最高規範性を与えても構わないかを問うべきです。本条例案の制定を急ぐあまり、住民の意思とはかけ離れた内容にならないためにも、必要性和問題点の両面について周知徹底させたいので、もう一度意見募集をしてください。</p> <p>現時点での草津市自治体基本条例には反対します。</p>	<p>加では、自分の利益や立場のみを主張するのではなく、そこにいない多様な「草津市民」のことを考えて発言、議論することができ、その議論を踏まえ、市民の代表である市長と議会が決断するものと考えています。</p> <p>ついで、本提言書案が違憲であるという御意見についてですが、番号1の方への御回答にもありますように、地方自治法第2条第12項で地方公共団体は、憲法92条にもある地方自治の本旨に基づき、地方公共団体に関する法令を解釈し、運用することとなっています。このことから、現状の提言書案の策定にあたっては、憲法および法令の解釈に反しない内容となるようにいたしました。</p> <p>また、本提言書案における「市民」の範囲につきましては、前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>最高規範性という用語につきましては、本提言書案のなかでこれを用いてはいませんが、御指摘のように第2条で基本条例にもとづく市政運営を規定しているところです。市政運営がどのような方針に依拠するのかを基本条例によって明らかにすることが、それを明らかにしないことに比してデメリットがあるとは考えておりません。</p> <p>本委員会での提言のあとに、市民の代表である市長と議会によって進められる検討と議論によって、市政としての判断がなされることと思いますが、その過程を通じて本提言書案がより広い視野から市民にも周知され、課題があれば議論されていくことを本委員会も願うところであります。</p>
<p>9</p>	<p>●まず、本条例案第7条及び第8条などを見る限り、これは直接民主制を取り入れたものと思われま。しかし、日本国憲法前文に「日本国民は正当に選挙された代表者を通じて行動し……」とあるように、日本の政治制度は間接民主制が原則であり、憲法上の直接民主制は特別法の住民投票など、例外的なものに限られます。</p> <p>また、憲法第92条及び第94条では、自治体は法律を逸脱するような制度などの制定はできないことが定められています。</p> <p>そして、法律で定められた直接民主的な制度は、地方自治法第74条に定められた直接請求権などに限定されていることから、条例で直接民主制と見られる規定を独自に定めることは憲法違反となります。</p> <p>また実質的にも、政策の形成過程に参加できるゆとりのある市民と、そのようなゆとりのない市民との間に、政治参加の機会の不平等が生じることとなります。</p> <p>条例で直接民主制を認めるには、少なくともそれを裏付ける国会での立法措置が必要となり、それがなされていない以上は、市民の直接的な政治参加を定めた本条例案は違憲であり、また平等な政治参加という面でも不適切であることから、廃案とすることが相当と考えています。</p> <p>仮に廃案にしないとしても、第3条の市民の定義では国籍について明記されておらず、市政に参加できる市民等に外国人を含むと解釈することもできます。それだけでなく、市内で活動していれば、国籍を問わず市外に住む者、活動団体も市政に参加でき、さらに情報も共有できることとなります（第10、11条）。</p> <p>このことは憲法の国民主権の原理（前文・第1条）に反することはもちろん、本来の主権者である市の住民の権利を弱めることとなります。また、域外住民や外国人に情報提供すれば、危機管理の面で極めて危険です。</p> <p>市政に参加できる者や情報を共有できる者は、日本国籍を持つ住民に限る旨明記すべきです。</p> <p>また、第2条を見ると本条例には最高規範性が与えられていますが、法的根拠がありません。解説でもそれを認めています、法的根拠はないが決めてもよいというのは自己矛盾を起こしています。</p> <p>仮に根拠がなくても最高規範にしたいというのであれば、本条例案の必要性だけでなく、上に述べたよ</p>	<p>●番号8の方と同様の御意見と存じますので、番号8の方への回答をご覧ください。</p>

	<p>うな考えうる問題点やデメリットも合わせて市民に周知させ、それでもなお最高規範性を与えても構わないかを問うべきです。本条例案の制定を急ぐあまり、住民の意思とはかけ離れた内容にならないためにも、必要性和問題点の両面ついて周知徹底させたいので、もう一度意見募集をしてください。</p>	
<p>10</p>	<p>●今回の草津市自治体基本条例についてのパブリック・コメントについては、あくまでも、草津市自治体基本条例検討委員会の提言書に対してのパブリック・コメントであると認識しています。</p> <p>提言書に対するパブリック・コメントの責任は、提言した検討委員会が持っているものと解する事で良かったのでしょうか。</p> <p>提言書を受けて、草津市としての自治体が草津市自治体基本条例をどういう形で熟慮し、条例化されるのかが見えてきていません。</p> <p>検討委員会の提言を受けて、この提言書をベースに、なおかつ、草津市としての条例案としての説明と市民に向けた提案、パブリック・コメントが必要であると考えています。</p> <p>提言書＝自治体案というのは少し違うと思いますので、更なる自治体案のパブリック・コメントの実施を願います。</p>	<p>●今回の提言書案に対するパブリック・コメントの責任は、検討委員会にあります。当委員会としては、多面的な側面から幾重にも議論を重ねた結果、条例案を含む提言書案を作成いたしました。なお一層市民の信託に応える市長と議会に議論いただき、御決断いただきたいと考えており、その過程が進められることとなっております。</p>
<p>11</p>	<p>●①全体的に、この「草津市自治体基本条例」の制定で、市の役割を明確化し、市政運営の原則を示す事が、市民生活の中にどういう形で表れてくるのかがよく解らないと感じています。施行後は、市民生活が大きく変わる所が見受けられませんが、そのあたりはどう考えたら良いのでしょうか。</p> <p>②市民や市民等の言葉がふくそうしているようにも感じましたが、あえてその区分けする必要性を感じない条立てだと思いました。基本的に市民等という括りで明記すべきではないのか…と思ったところですがいかがでしょうか。</p> <p>③また、個別条例に委任するような書き方の条例となっており、既存条例の整合したものがまだできていない。あるいは住民投票条例を新たに制定するスタイルとなっておりますが、新たな条例のスタイルが見えていない中で、この条例を施行する意味が見受けられないと考えていますが、なぜ既存条例の整合と新たな条例の制定を今回行わないのかが、見えてきません。</p> <p>④今回のパブリック・コメントはあえて提言だけのものであり、条例化に向けて、草津市の自治体としての熟慮した案が提示される事で、提言書案ではなく、条例案のパブリック・コメントが示されるということであれば、一定の理解は出来ますが、その点はいかがお考えでしょうか。</p> <p>⑤住民自らの市政に対する信託であるというのであれば、市長等だけでなく住民等自らが誇りを持って、充分議論しつくしたうえで条例化すべきものであると考えていますが、いかがでしょうか。</p> <p>⑥主権者の大きな意見を反映するものとしては、安易に条例化するのではなく、最高規範たる条例であるならば、安易に変更する事も無いものであり、あらゆる状況を想定し、議論を出つくした状態で条例化すべきであると考えていますがいかがでしょうか。</p>	<p>●①条例が制定されても、市民生活が大きく変わるわけではありません。しかし、条例ができることにより、市民、議会、市長（執行機関）が、この条例が市政運営の基本と認識し、市政への働きかけを通じて、よりよい草津のまちづくりにつながると考えています。</p> <p>②「市民」とは、社会を構成する最小単位ということで位置づけております。法人や団体の意思も、初めは個人から発せられ、一定の手続きで集約されていき、団体の意見となります。このため、本提言書案では、個人としての「市民」と、個人と法人をそれぞれひとつのまちづくりの主体と考えるときを区分けして、「市民」「市民等」として括っております。</p> <p>しかしながら、皆様の御意見を踏まえつつ議論するなかで、「市民」を定義することで対象が広がり逆に曖昧になったり、「主権」や「信託」という文言から受ける印象などを勘案するとき、基本条例では敢えて定義せず、個別の政策や施策・事業、条例などでその対象を特定するに委ねることも合理性があると判断できることから、定義するとすれば第3条第1案、あるいは第2案のように定義しないとして両論併記とするものとなりました。</p> <p>③御意見にありますように、本条例の施行日については、関連する条例の変更や制定を勘案され、施行前に既存条例との整合を進められるよう期間を空けて決定されるものであると考えています。</p> <p>④検討委員会では、多面的な側面から幾重にも議論を重ね、責任を持った結果、条例案を含む提言書案を作成いたしました。なお一層市民の信託に応える市長と議会に議論いただき、御決断いただくものです。</p> <p>⑤④でお示ししましたように、検討委員会を構成する市民だけでなく、より広く市民の意見を踏まえたいと考えています。検討委員会でパブリック・コメントを実施させていただいたのも、その意図にもとづくものです。今後、この提言書案が検討され議論される過程、策定された場合にはその後の運用と検証の過程を通じて、市民が誇れる条例となっていくことを願っています。</p> <p>⑥平成12年の地方分権改革以降、自治体としての草津市の役割が大きくなり、自治体としてできることが広がってきています。</p> <p>そうした中で、「草津市という自治体が、どんな団体で、どのように、何を大事にして草津のまちの課題解決に取り組むのか」を明らかにする必要があると考え、草津市という自治体のさまざまな条例や制度の「基本」となる条例として、市が市民の信託に応えるための基本方針やそれを支える仕組みを規定するものです。</p> <p>検討委員会においても、条例の必要性の有無や、最高規範としての位置付けをすべきかどうかについて、多くの時間をかけて議論してきました。</p>

		<p>また、条例の改正についても、安易に変更すべきでない、また、頑なに固執すべきでもないといった議論もあったところです。</p> <p>御意見を受け止め、条例の必要性や内容について、今後一層の周知が必要であると考えています。</p>
<p>12</p>	<p>●まず、本条例案第7条及び第8条などを見る限り、これは直接民主制を取り入れたものようです。しかし、日本国憲法前文に「日本国民は正当に選挙された代表者を通じて行動し……」とあるように、日本の政治制度は間接民主制が原則であり、憲法上の直接民主制は特別法の住民投票など、例外的なものに限られます。</p> <p>また、憲法第92条及び第94条では、自治体は法律を逸脱するような制度などの制定はできないことが定められています。</p> <p>そして、法律で定められた直接民主的な制度は、地方自治法第74条に定められた直接請求権などに限定されていることから、条例で直接民主制と見られる規定を独自に定めることは憲法違反となります。</p> <p>また実質的にも、政策の形成過程に参加できるゆとりのある市民と、そのようなゆとりのない市民との間に、政治参加の機会の不平等が生じることになります。</p> <p>条例で直接民主制を認めるには、少なくともそれを裏付ける国会での立法措置が必要となり、それがなされていない以上は、市民の直接的な政治参加を定めた本条例案は違憲であり、また平等な政治参加という面でも不適切であることから、廃案とすることが相当と考えています。</p> <p>仮に廃案にしないとしても、第3条の市民の定義では国籍について明記されておらず、市政に参加できる市民等に外国人を含むと解釈することもできます。このことは憲法の国民主権の原理（前文・第1条）に反することはもちろん、外交問題や国防問題にまで外国人が介入できることとなり、日本の主権を脅かすものです。</p> <p>そして、市内で活動していれば、国籍を問わず市外に住む者、活動団体も市政に参加でき、さらに情報も共有できることになっています（第10、11条）。</p> <p>このことは、本来の主権者である市の住民の権利を弱めるものです。また、域外住民や外国人に情報提供すれば、危機管理の面で極めて危険です。</p> <p>市政に参加できる者や情報を共有できる者は、日本国籍を持つ住民に限る旨明記すべきです。</p> <p>また第29条には、住民投票について定めてあります。しかし、本条例に住民投票について定める必要性はありません。住民投票という重要な制度を設けるべきかについては、住民が十分な議論をする機会を別に設け、改めて民意を問うべきです。本条例案から住民投票の記述を削除するよう求めます。</p> <p>さらに、第2条によると本条例には最高規範性が与えられていますが、法的根拠の説明がありません。他の条例と何ら変わりのない条例に最高規範性が与えられる法的根拠を説明する必要があります。</p> <p>仮に根拠がなくても最高規範性を与えたいというのであれば、本条例案の必要性だけでなく、上に述べたような考える問題点やデメリットも合わせて市民に周知させ、それでもなお最高規範性を与えても構わないかを問うべきです。</p> <p>本条例の制定を急ぐあまり、住民の意思とはかけ離れた内容にならないためにも、必要性和問題点の両面について周知徹底させたいと住民の理解が得られなければ、最高規範性の裏付けを与えることはできません。</p>	<p>●一定、番号1や番号2の方の御意見と重なるところがありますので、回答も一部重複するところがございますことを御理解ください。</p> <p>「直接民主制」を取り入れているとの御指摘についてですが、第7条および第8条では、市が市民に対して市政への市民参加の権利を保障し、市民には、市政に参加する権利があり、市には、市民参加がより充実し、実効性あるものになるよう努めることを明記しております。市民の市政への参加は、間接民主制、より具体的には、選挙で選ばれた市長や議員の権能を侵すということではなく、政策形成の過程での市民の意見を市長と議会による市政運営に活かすことが必要なため、このように規定いたしました。選ばれた代表が市民の信託に答えていく間接民主制のためにも、市民参加は不可欠であると考えています。</p> <p>なお、御指摘のように地方自治法には請願・陳情、条例の改廃、市長や議会の解職など、市政に対する市民の直接請求がかなり広範に規定されており、現実にもそれが発動しています。これは、地方自治においては、市民と自治体の関係がより近く、より直接的な意思が示される方法が用意されており、そのことは「地方自治の本旨」を考える上で重要なことであると考えています。</p> <p>市政参加の機会の拡大が重要であることについては御指摘と委員会の思いの重なるところであり、本提言書案第7条第3項で示しましたように、多様な段階での多様な手法での参加を記し、また参加を進めるための条例制定を第9条として提言したところです。参加のハードルを下げる不断努力は当然必要ですが、そのためにも、参加の手段とその拡大は必要で、それを明記しています。また、市民の市政参加では、自分の利益や立場のみを主張するのではなく、そこにいない多様な「草津市民」のことを考えて発言、議論することができ、その議論を踏まえ、市民の代表である市長と議会が決断するものと考えています。</p> <p>ついで、本条例案が違憲であるという御意見についてですが、番号1の方への御回答にもありますように、地方自治法第2条第12項で地方公共団体は、憲法第92条にもある地方自治の本旨に基づき、地方公共団体に関する法令を解釈し、運用することとなっています。このことから、現状の提言書案の策定にあたっては、憲法および法令の解釈に反しない内容となるよう策定いたしました。</p> <p>また、本提言書案における「市民」の範囲につきましては、前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、検討委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>第29条の住民投票については、市政にとって極めて重要な政治課題について、相当の市民、また市長や議会が必要と考えるときには、市民の意思の表出をする手段が必要であるとの考えに基づいて規定してあります。御指摘のように、その詳しい内容については別に市民が参加する組織を設け、開かれた場で検討を進めるべきと考えています。</p> <p>最高規範性という用語につきましては、本提言書案のなかでこれを用いてはいませんが、御指摘のように第2条で基本条例にもとづく市政運営を規定しているところです。前述のように、憲法および地方自治法は、地方自治の本旨からいっても、「自治体が自らその運営の基本とすることを明らかにする条例をつくること」を禁止していないと判断しています。市政運営がどのような方針に依拠するのかを基本条例によって明らかにすることが、それを明らかにしないことに比してデメリットがあるとは考えておりません。</p> <p>本委員会は2年間、委員会の会議や勉強会で40回を数える市民の多面的な議論を経て本提言書案を策定しました。各条項について【論点と本条項への思い】で論点や判断の根拠を明らかにしているところではありますが、今後、市民の代表である市長と議会によって進められる検討と議論によって、市政としての判断がなされ、その過程を通じて本提言書案がより広い視野から市民にも周知され、課題があれば議論</p>

されていくことを本委員会も願うところであります。

【前文】(10件)

番号	意見	検討委員会の対応
13	<p>●① 『ゆきかう』は現在形であるが、『先人』は過去の人で不整合である。 → 『往来した』などの表現がよいのではないか。</p> <p>② 『いま、・・・「いてよかった」と実感できるまちをつくること』＝『課題』であるとして、『いま、』という一瞬に限定する必要があるのか。条例の制定は現在の一時点の出来事であるが、条文としては何十年も残る。 また、『課題』(＝解決しなければならない問題)という表現が本当に前文にふさわしいのか。『草津市は、街道にゆきかう先人の営みがつないだ歴史と文化あふれるまち』だが、現状は『さまざまな個性ある市民が、互いの存在と権利を尊重しあい、暮らしや活動の中で力を合わせて連携し、「いてよかった」と実感できるまち』では全くないと読めるが、それでよいか。</p> <p>③ 『政府』は国家の統治機構の総称で、日本では、内閣および内閣の統轄する行政機構をさす。政府のような機能であっても、政府という語をそのまま使うことは日本語の意味として不適切である。</p> <p>④ 自立＝他からの支配や助力を受けずに存在すること 自律＝他からの支配・制約などを受けずに、自分自身で立てた規範に従って行動することであり、『自律し自立する』は『自立し自律する』がよいのではないか。</p>	<p>●①御指摘のとおり、時制をそろえる形で、街道を「行き交った」先人の営みがつないだと修正したいと思います。</p> <p>②「いま」の積み重ねが過去、現在、未来を作っていくという趣旨で「いま」という用語にいたしました。また、過去には過去なりの、未来には未来なりの「いてよかった」と感じられるまちのかたちがあるということで、「現在」に責任を持つという趣旨でもあります。 社会やまちに課題はつきません。それぞれの時代なりの課題にその時その時に真摯に取り組むことが、『「いてよかった」と実感できる』まちづくりそのものであると考えました。 その意図が指すところは「課題」というよりは「目標」であろうということで、「課題」を「目標」という言葉に修正します。</p> <p>③平成12年の分権改革では国と地方は対等・協力の関係とされていますように、国と自治体では役割や対象は違っても「主権者の信託に応えることを責務とする」存在、つまり政府といえます。また、国においてすでに「地方政府基本法」という法律が検討されていますが、「政府」という言葉が国を表すものと誤解を受けやすいということで、「地方政府」という言葉に修正したいと考えています。</p> <p>④「自らを律する」ことが「自ら立つ」こと的前提であり、前に来ると考えて用いましたが、御指摘どおり、『自律し自立する』は『自立し自律する』に修正いたします。</p>
14	<p>●自治体基本条例の「前文」には、条例で定める自治体運営のルール全体にわたる考え方、理念のみを書き込むべきであると考えています。 日本国憲法の前文を見ると、日本の位置や由来や文化、自然などは記されておらず、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義のいわゆる「憲法の三大原理」が書かれており、これらは憲法本文の中に脈々と活きて、各条文にその精神が貫かれていることがわかります。 他市の自治基本条例にあるような、景観的な文言(市の由来や歴史、自然的特性)など、条例本文に関係のないものは前文に入れるべきではありません。他市の真似をする必要はありません。 自治体基本条例に関係のない、不要な文言は前文からは一切削除してください。 (岐阜県多治見市の「市政基本条例」を参考にしてください。)</p> <p>また、「いてよかった」という表現に違和感を感じます。 例えば、「住み続けたいまち くさつ」という表現などのほうがわかりやすいと思います。 あくまで「住む」というのがキーワードです。</p> <p>さらに、本文中に、『いま』、『課題』という文言が見受けられますが、この条例が憲法であるという位置付けであるならば、この先何十年も生き続けるであろうこの条例に、このような言葉は決して相応しくないと考えます。</p>	<p>●自治体運営のルールに限定すべきとの御意見として受け止めさせていただきました。また、岐阜県多治見市の市政基本条例は検討委員会でも重要な先進事例として参考とさせていただきました(詳細は議事録をご覧ください)。 前文につきましては、いたずらに文章を飾ることは好ましくないという御指摘に意を同じくさせていただきつつ、草津市自治体基本条例とするときには、草津市、草津市民として、どのような前提や思いや位置づけをこの条例に与えているかを示す必要がある(たとえば、憲法が「戦争の惨禍」についてふれているように)との議論をふまえ、修辞に偏らない表現とさせていただいたところです。</p> <p>「いてよかった」という表現でございますが、御指摘の点、検討委員会のなかでも議論がありました。今日、草津のまちづくりの主体は、市民をはじめ、通勤・通学する方々など、多様におられることはご承知のとおりです。そのため「住んでよかった」を広げ、当然にそれを含む「いてよかった」という表現にいたしました。</p> <p>「いま」という表現でございますが、「いま」の積み重ねが過去、現在、未来を作っているという趣旨で「いま」という用語にいたしました。社会やまちに課題はつきません。それぞれの時代なりの課題にそのときそのときに真摯にとりくむことが、『「いてよかった」と実感できる』まちづくりそのものであると考えつつ、その意図が指すところは「課題」というよりは「目標」であろうということで、「課題」を「目標」</p>

	<p>何十年先でも、「いま」なのですか？ いつまでたっても「課題」が残っていくのですか？ 現時点の状態のみを表して、前文に盛り込むことは憲法に相応しくありません。 もっと永久普遍的・恒久的な言葉を使い、品格のある前文になることを期待してやみません。</p>	<p>という言葉に修正します。 理解されやすい平易な言葉であらわすことが、普遍性、恒久性ある条例の趣旨をお伝えすることであると委員会でも考え、努力させていただいたところですが、番号16の方の御意見にもあるように、歴史や文化のみならず、琵琶湖や草津川等の豊かな自然についても触れながら、一方で華美な表現になりすぎないように意識して作成しています。</p>
15	<p>●P2の解説で、“市民に信託された「政府としての自治体」の在り方を本条例で定める“としているが、地方自治法第11条の住民によって、日本国憲法第93条に基づき選挙によって信託されるものである。 ・自治体は住民のためのものであり、住民でない市民（公民）を主体として行政を行うものではないことから、拡大した対象に対しての責務を求めるような記述にすべきではない。  *市民＝住民 と定義すれば“市民に信託された”の記述でもOK。 ・草津市の行政がその他の自治体に影響を与えることは当たり前であり、自治体同士が相互に共生するのは当然である。 ・本条例は他の自治体の住民に対する条例では無い。</p>	<p>●本条例の市民の信託については、「市民」が市政運営を選挙に基づき選出された議員（議会）や市長を信用して託すこととして考えています。 また、「市民」は、「市内に在住する者」を核としながら、広く草津のまちづくりに関わる者も含めて定義しています。ここでいう「市民」はあくまで社会の最小単位である個人のことであり、これが基本的な考え方です。（第3条第1案） 「市民＝住民」と狭く定義することで、多様な「市民」の自治への関わりを絶ってしまうことにつながりかねないことから、さまざまな「市民」が草津に関わっているとの認識のもと、草津に住んでいる人をはじめ、草津のまちづくりに関わる人を含めて「市民」としているものです。（第3条第1案） なお、御指摘のとおり、選挙権を行使できるのはその地域に住んでいる住民（有権者）のみですが、まちづくりには多様な市民がかかわり、そのことがまちの活力をささえているものです。「市民＝住民」としてしまうと、その多様なまちづくりを表現できないと考えています。</p>
16	<p>（修正案）前文 ●草津市は、水やみどりをはじめとした自然に恵まれ、街道をいきかう先人の営みがつないだ歴史と文化あふれるまちで、市民憲章の精神を大切に自立した草津市へと着実に発展してきました。 しかし、今少子高齢社会や地方分権など私たちを取り巻く環境は、大きく変貌しようとしています。こうした状況の中で、私たちのまちを、私たち自身で将来にわたり「いてよかった」と実感できるまちにしていく事が求められています。 主権者である市民はまちづくりの主体として、まちづくりに積極的に参加し取り組みを行い、また、市民に信託された政府である草津市は全体にとって必要な取り組みを行うものとします。地方分権をふまえ、自律し自立する「自治体」をつくり、人権が尊重され、市民が暮らしていて良かったと感じる地域社会の実現を目指していきます。 ここに、市民と市ならびに市議会が協働して市民の目指すまちづくりを推進するため、それぞれの役割を明確にするとともに、市の仕組みと運営の原則を規定した基本となる条例を制定します。  *（提言書案）は市民の立場、権利のみを強調し過ぎる。市民と市と市議会は対等のパートナーシップにより協働するものである。</p>	<p>●検討いたしました結果、ご提案の「水やみどりをはじめとした自然に恵まれ」を引用させていただき、「豊かな水と緑のもと」という文言を追加いたします。  また、「*」でお示しいただきました点ですが、まちづくりにおける市民や市はともにそれぞれの立場からまちづくりを担う主体として対等であることについては、「草津市協働のまちづくり指針」にも書かれており、そのことを念頭において第25条、第26条を規定しています。一方、前文や第1条などにもありますように、本提言書案は「主権者としての市民とその信託をうける自治体としての市」の関係や市の基本原則を規定することを目的としているところで、市民の信託によって、その権限と財源によって市政運営に責任をもつ市との関係は、対等とはいえないと考えています。</p>
17	<p>●日本国憲法では、基本的人権について全103条中30か条（憲法全体の3分の1）にわたって規定し、最大限重視している。この条例が市の条例の基本として、最高規範性を持つのであれば、「基本的人権の尊重」が明確にされるべきではないか。 特に、草津市の市政運営の基本原則を定め、市民の立場から信託するのであれば、まずは、基本的人権が尊重されるべきものであり、そのことが明確に記載されていないようなものは、条例の最高規範性を謳うべきではない。 また、検討委員会での中間報告では、「人権」等のテーマについては、前文におさめるとなっているが、「互いの存在と権利を尊重しあい」という表現は、市民としての立場であり、前文や基本原則に市民一人一人の人権が保障されることを明確に入れるべきではないか。その整合性をどのように考えるのか。</p>	<p>●前文では、私たちが生きる草津市におけるこの基本条例の制定の理念や趣旨を伝えています。その中で、「いてよかった」と実感できるまちをつくるのが大切であると謳っています。 「いてよかった」と実感できる草津のまちづくりのためには、さまざまな個性ある市民が、互いの存在と権利を尊重しあい、暮らしや活動の中で力を合わせて連携し、結果的には、地域社会としても、基本的人権も含めたあらゆる権利が尊重される社会となることが重要であることも検討委員会で議論したところです。御指摘のとおり、基本的人権については、【解説】のなかで、市民一人一人の人権が保障されていることも含まれているとの説明を追加いたします。</p>
18	<p>●草津市は昭和63年10月7日「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言をし、市民一人一人の人権が保障されることが、まちづくりの基本であること、そして、そのことが平和な世の中を実現できる</p>	<p>●前文では、私たちが生きる草津市におけるこの基本条例の制定の理念や趣旨を伝えています。その中で、「いてよかった」と実感できるまちをつくるのが大切であると謳っています。</p>



	<p>ことを目指そうと宣言されている。私は草津市同和教育推進協議会の会長の立場から、この自治体基本条例を考えた場合、この前文に「人権と平和」が位置づくべきだと考えています。同和教育推進協議会では、毎年、町内学習懇談会を開催し、同和問題をはじめあらゆる人権について語り合い、市民ひとり一人の人権が保障されることが、一日も早い同和問題の解決につながり、それぞれの地域における明るいまちづくりが実現するものと考えています。この立場から、草津市のまちづくりの憲法とも言うべき基本条例が作られる中で、前文にこそ一人ひとりの人権の保障を謳うべきだと考えています。2～3行目に「互いの存在と権利の尊重」が課題として謳われていますが、課題だけでなく、人権を保障することを「願い」としていただきたい。草津市だけでなく、世界の願いは戦争のない平和な世の中であり、人権が保障された世の中であると考えています。昭和63年の「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言をし、さまざまな取り組みがされてきた経緯を踏まえ、草津市の先達の願い、すなわち「ひとり一人にある人権の保障」を位置づけていただきたい。</p> <p>文例：また、昭和63年に「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言をしたまちです。さまざまな個性ある市民がひとり一人の人権が保障された誇りあるまちとして、市民が尊敬しあえるまちづくりを展開していくことを目指すことが目標です。</p>	<p>「いてよかった」と実感できる草津のまちづくりのためには、さまざまな個性ある市民が、互いの存在と権利を尊重しあい、暮らしや活動の中で力を合わせて連携し、結果的には、地域社会としても、基本的人権も含めたあらゆる権利が尊重される社会となることが重要であることも検討委員会で議論したところです。御指摘のとおり、基本的人権については、【解説】のなかで、市民一人ひとりの人権が保障されていることも含まれているとの説明を追加いたします。</p>
<p>19</p>	<p>●市民の「責任」について、条例に明記すべきではないでしょうか。</p> <p>P2下から7行目に「よりよい草津市をつくることは主権者である市民の責任」とあります。まず、市民の責任が確認されています。しかし、草津市に信託するので、「市の役割を明らかにし、市のしくみと運営の原則を規定した最も基本となる条例」（前文）と定めていますが、各条文をみると、「行政情報を公開し、市民の意見を市に反映するための仕組みや市の保障」についてのみ規定したものであるようにみえます。市民は、それら条文内容を、主権者として、権利と義務をもって活用するということが明記されていません。</p>	<p>●前文や第1条の目的などで示しましたように、この提言書案は、「主権者としての市民とその信託をうける自治体としての市」の関係や市の基本原則を規定することを目的としています。</p> <p>条例が示す、市民と市（自治体）の関係がよりよい形で実現するように、市民の「主権者」としての役割は重要です。したがって、本提言書案では市民が主権者であることを明記し、第4条のように、市民が相互に主権者としての権利と、まちづくりにおける主体的な活動の尊重を記しています。しかし、不断の努力が望まれる「主権者としての振舞いや在り方」は、条例や法で、権力的に具体化され制御されるべきものではありません。そのように記すこと自体が、主権者としての思想や行動の自立的・自主性を侵すおそれがあるものと考えています。</p> <p>また、この条例が目的にしているのは、市民と市（自治体）の関係がどのようなものであり、市がどのような役割を果たすかを示すため、市民から見た市の在り方を明確にしており、逆に市から見た「市民の責務」になり得るものを記述するものではないと考えました（なお、番号4の方のような「市民を条例で縛り上げる」ものではないかという御懸念についての回答もあわせてご覧ください）。</p>
<p>20</p>	<p>●「信託」の内容を明記すべきではないでしょうか。</p> <p>「わたしたちは、まちづくりの主体として、自ら必要と考えるまちづくりに自由にとりくみ、また主権者として草津市全体に必要な取りくみを草津市に信託します」とありますが、この趣旨からすると、市民が自由に行う活動とは別に、どの部分を信託するのかということ、条例で明記することが、流れだと思えますが、各条文は、信託の内容ではなく、信託にあたっての市の義務、条件を示したものとなっているように思います。</p>	<p>●この条例では、市政が市民の信託に応えるとはどういうことか、市民がどのように信託するかを、条例の以降の項目によって明らかにしているところです。</p> <p>ある時点で何が「信託」されるかは、たとえば選挙での争点やマニフェストなどにあらわされるように、その時々で異なります。しかし、その「信託」の中身をどう具体化していくかは、仕組みや運営の方針によって規定することができ、本提言書案ではそれを規定しています。とくに、第14条で「総合計画」について、市長の任期ごとに見直しをし、それに基づいて計画的な市政運営を行うべきとしているところは、選挙やマニフェストを総合計画に織り込むことで市が行う事業計画として「信託」の結果を具体化することを念頭に置いています。市民の参加や情報公開、総合計画などによって、市民の意見がよりよく市政に反映されること、市政運営の基本方針が守られるよう求めていくこと、こうしたことが市民の信託の実体化であると考えています。総合計画につきましては本提言書案の第14条および【解説】【論点と思い】、また番号110の方への回答をご覧ください。</p>
<p>21</p>	<p>●わたしたちの課題ではなく、使命ではないのでしょうか。</p> <p>「政府である草津市に信託します」となっているが、市民は市や市長および議員に全面的に信託しているとは考え難く、信託は言いすぎではないかと考える。</p>	<p>●市民自治にとって、自治体の在り方が、非常に重要であると考えており、市民と市（自治体）との関係を明らかにすることをこの条例の目的にしています。</p> <p>市民の信託がいかなるものか、市民がどのように信託するかを、明らかにしているところです。たとえば、市民の参加や情報公開、総合計画などによって、市民の意見がよりよく市政に反映されること、市政運営の基本方針が守られるよう求めていくこと、こうしたことが市民の信託の実体化であると考えていま</p>

		す。 御指摘のありました、「課題」という文言については、「目標」という言葉に修正したいと考えています。
22	<p>●前文にて、「まちづくり」の主体は市民であるといいつつ、自らの課題と言いながら、自らが必要と考えるまちづくりを信託するという考え方は、主権者としてのかかわりを明記していないし、信託する事が目的となってしまう事を危惧いたします。</p> <p>市民は、自由に取り組むといいながらも、ややもすると自らの権利のみを主張し、義務を果たさない事を助長する事になりかねないと考えています。</p> <p>最低限の義務を果たさない市民であっても、信託願う事で、市政運営をしていただけると理解して良いと解してよろしいか。</p> <p>また、「草津市民のめざすまちづくりに応える政府」というものが見えてこないのですが、どういったものなのでしょう。あえて「政府」と述べられていますが、自治体基本条例でありながら、「自治体」では無く、「政府」とされている点は、より大きな役割と範囲を担っていただくと解してよろしいか。</p>	<p>●御意見と同様、私たちも、市民の自治がまちづくりの基盤であるという立場に立っています。同時に、たとえば社会保障や社会資本の整備などに代表されるように、市民に必要でありながら自ら直接に行うことができないことを市民に代わって行う機関を、自治体として作っています（したがって、市民は市の主権者で、前文に書いている市が行う権限の源です）。したがって、市民の自治にとって、自治体の在り方が、非常に重要であると考えています。そのため、市民と市（自治体）との関係を明らかにし、市政の仕組みと運営の基本原則を明らかにすることをこの条例の目的にしています。</p> <p>市民の信託がいかなるものか、市民がどのように信託するかについては、この条例で明らかにしているところです。たとえば、市民の参加や情報公開、総合計画などによって、市民の意見がよりよく市政に反映されること、市政運営の基本方針が守られるよう求めていくこと、こうしたことが市民の信託の実体化であると考えています。</p> <p>市民の「主権者」としての役割は重要です。したがって、本提言書案では市民が主権者であることを明記し、第4条のように、市民が相互に主権者としての権利と、まちづくりにおける主体的な活動の尊重を記しています。しかし、不断の努力が望まれる「主権者としての振舞いや在り方」は、条例や法で権力的に具体化され制御されるべきものではありません。そのように記すこと自体が、主権者としての思想や行動の自立性・自主性を侵すおそれがあるものであると考えています。</p> <p>「自治体」という用語は、「地方公共団体」という用語に比べ、より強く「自治のための存在」であるということを私たちに伝えますが、これも、地域の課題解決に対して自治体の果たす役目が重要になっていった高度成長期以降に一般化されてきた用語です。平成12年の分権改革を経て、自治体が出来ることが大きくなり、より「地域の課題として市民から信託された内容に、自らの政策によって取り組んでいく」ことが可能に、そして求められるようになりました。こうしたことから、御指摘のように、自治体がより大きな役割と範囲を担っていく「地方政府」としての存在となっていくことを記しています。</p>

【第1章】総則  
第1節 目的（2件）

番号	意見	検討委員会の対応
23	<p>(修正案) 第1条 目的</p> <p>●この条例は、本市の行政における運営の基本理念を定めるとともに、市政における市民、議会および市長の役割を定めることにより、市民の信託に応える自治の確立を図ることを目的とする。</p>	<p>●この条例は、どのようなルールを基本に自治体を運営していくかに重点を置いています。自治の確立を図るための市政運営の基本原則となるものであり、その基本原則のうえにまちづくりの理念が実現されていくものと考え、現状のままの表記にしたいと考えています。</p>
24	<p>●第1条の解説において、市民同士での自主的に行うまちづくりの部分を含まないとありますが、なぜ、自主的なまちづくりを含まないのかの説明が不足しているように思われます。あえて含まない理由が見当たりません。</p> <p>自主的に行うものについては、任意に自らの行動をしても良く、そこには無秩序であってもかまわないと解してよいのか。一定の行政によるガバナンスは必要ではないだろうかと考えていますが、その必要はないと解してよろしいか。</p>	<p>●この条例は市民が市に信託した市政の根幹に当たる基本原則について明らかにするものです。そのため、市民同士が自主的に行うまちづくりについては原則として盛り込んでおりませんが、御指摘をいただき、解説の部分に下記の文言を補足いたします。</p> <p>「法や条例は、その対象となる人々の行動を権力をもって制御する機能を持ちます。市と市民との関係を規定することを目的としたこの条例では、市民の自由なまちづくりの領域は、条例による制御には馴染まないと考えています。」</p>

第2節 条例の位置付け (8件)

番号	意見	検討委員会の対応
25	<p>●普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる（地方自治法第14条第1項）が、法令の規定とこの条例が相反するときは、</p> <p>①条例を優先する → 地方自治法違反。</p> <p>②法を優先する → 条例違反。ただし、法令に反する条例自体が無効のため、実際には条例違反とならない。</p> <p>『法令の解釈および運用にあたっては、』は『法令を自主的に解釈および運用する場合は、』のほうがよいのではないか。</p>	<p>●御指摘のとおり、自治体は、地方自治法第14条第1項において、法令に違反しない限りの条例制定権があり、また、同法第2条第12項において、地方自治の本旨に基づく法令の解釈、運用を行うことになっております。平成12年の地方分権一括法と地方自治法改正の施行以来、法令上、自治体が行う法令の解釈および運用はすべて自らの責任において行うべきこととなっております。御指摘をふまえ「自ら」解釈するのだという市としての意思を明確にすべきであることを明らかにすべく、条文を一部修正いたしました。</p> <p>市政運営が、第20条にも規定しているとおり、法令を遵守して行われ、本条例を基本として行われる限り、法令に反することはないと思われませんが、万一、御指摘の中にあるように、自ら行った解釈が国の解釈と相反し、自治体の政策運営に支障が出る場合は、地方自治法第250号第7項に規定されている「国・地方係争処理委員会」で判断されることとなります。</p>
26	<p>(修正案) 第2条 条例の位置付け</p> <p>●2 市で定める条例、規則等の解釈運用は、この条例に照らして判断しなければならない。</p> <p>* (提言書案) は、「憲法ほかの上位法律をもこの条例に基づいて解釈しても良い」と捉える事ができる。この様に判断できる記述である。何人も上位の法律を侵してはならない。</p>	<p>●番号25の方の御意見と同じ御趣旨と受け止め、一部同様の回答をさせていただきます。</p> <p>御指摘のとおり、自治体は、地方自治法第14条第1項において、法令に違反しない限りの条例制定権があり、また、同法第2条第12項において、地方自治の本旨に基づく法令の解釈、運用を行うことになっております。平成12年の地方分権一括法と地方自治法改正の施行以来、法令上、自治体が行う法令の解釈および運用はすべて自らの責任において行うべきこととなっております。</p> <p>市政運営が、第20条にも規定しているとおり、法令を遵守して行われ、本条例を基本として行われる限り、法令に反することはないと思われませんが、万一、御指摘の中にあるように、自ら行った解釈が国の解釈と相反し、自治体の政策運営に支障が出る場合は、地方自治法第250号第7項に規定されている「国・地方係争処理委員会」で判断されることとなります。</p>
27	<p>●条例の位置付けについて、憲法や法律以上の条例であるように見せかけていますが、何の根拠もありません。</p> <p>憲法や法律などの裏付けがない条例であるのに、既存の条例を拘束するような条文、既存の法律や条例と整合性の取れない条文が盛り込まれている等、問題が多々あります。</p>	<p>●番号27から番号29の御意見は同様の御趣旨と受け止め、御回答させていただきます。</p> <p>地方自治法2条第12項に基づき、自治体は地方自治の本旨に基づき、地方公共団体に関する法令を解釈し、運用する事となっております。現状の提言書案は憲法および法令を踏まえて解釈し作成しており、これらに反するところはないと考えています。</p> <p>また、自治体が基本条例を定め、その趣旨に基づいて個別条例を制定・運用する事は「地方自治の本旨」に叶うことだと解釈しております。国法においても、憲法に規定はありませんが、「教育基本法」や「環境基本法」などの基本法が制定されており、一般法に優先しています。</p> <p>また、番号25の方への御回答も参照ください。</p>
28	<p>●第2条第2項</p> <p>条例は法律に優先しません。最高規範性の根拠もありません。なぜ、行政が進んで法律を無視するような条文を作るのですか。何か企みがあるのですか。本末転倒です。</p>	
29	<p>●法令の解釈および運用にあたって、条例に照らして判断とあるが、条例で上位に位置づけられている法の解釈を判断するということに無理があるのではないだろうか…と危惧しますが、いかがか。</p>	
30	<p>●条文が、具体的過ぎて、個別の条例と矛盾、かち合う可能性があると思います。「この条例の趣旨に基づき」などとするのはどうでしょうか。</p>	<p>●条例制定から施行まで一定の期間を設けて、本条例と既存の個別条例と整合が図られることを想定しています。そのことによって、個別条例を基本条例の視点で検証し、またその過程で周知されることで、実効性が担保されるものと考えています。</p>

3 1	<p>●自治体基本条例も他の条例と同列に過ぎません。条例の中に最高規範性をもつ条例とそうでない条例があるとすることは、法秩序として成り立ちません。</p>	<p>●本条項では、草津市のあらゆる条例の基本として、最高規範性が謳えるかどうか論点としてありました。それは、条例の上に条例をつくることができるということは法令では決まっていなかったこと（同時に、法令で禁止されていないこと）、さらに基本的には後からできた条例が優先される（一方で、憲法には規定されていないが各個別法に優先する法令である各種基本法の存在があること）といったことでした。それらも踏まえた上で、地方自治の本旨を踏まえれば、他の条例の運用の基本となる条例を定めることは草津自らが決められることであるという認識に立ちました。したがって、この条例を基本とすることを確認し、さらに法令の解釈および運用にあたって、この条例に照らして自ら判断しなければならないとすることで、この条例が最高規範性を持つものであることを示しています。なお、本条項では「最高規範性」という用語は結果として用いていません。</p>
3 2	<p>●「この条例に照らして」の文をもって最高キハン性をうたっているが、法的根拠に乏しく実行性にギモンが残る。本条例の細部は個別条例（これから作成）によっており、その条例群を含めて最高キハンとするのか不明確。行政裁判例はあるのか。また「判断しなければならない」とあるが誰が判断するのか。ギンと行政が対立した場合、第三者機関にゆだねるのかどうか、ふみこんでほしいと思う。</p>	<p>●条例制定から施行まで一定の期間を設けて、本条例と既存の個別条例と整合が図られる必要があると考えています。そのことによって実効性を担保されるものと考えています。</p> <p>最高規範性についての論点は、条例の上に条例をつくることができるということは法令では決まっていなかったこと（同時に、法令で禁止されていないこと）、さらに基本的には後からできた条例が優先される（一方で、憲法には規定されていないが各個別法に優先する法令である各種基本法の存在があること）と踏まえております。その上で、地方自治の本旨を踏まえれば、他の条例の運用の基本となる条例を定めることは草津自らが決められることであるという認識に立ちました。</p> <p>すでに全国で200以上の自治基本条例が施行されており、最高規範を謳う条例も珍しくありません。しかしそれが法令に反するという判例は出ておりません。議会と市長（行政）は二元代表制のもと、時には政策的に対立する事もありますが、議論・議決を経て、市としての判断を行うものであると考えています。</p>

第3節 用語の定義（34件）

番号	意見	検討委員会の対応
3 3	<p>●自立した地方分権の推進のため、草津市区域内に居住する住民＝（市民）ならびに市民等と本市の執行機関ならびに市議会との役割を定める基本条例は必要であり、社会が地方分権へと進む今、定める時期にあると考える。が、草津市の最高規範になるものである限り、地方自治法に定める住民を市民と定義するのが基本である。市民の領域を拡大した曖昧な表現にしてはならない。</p>	<p>●御指摘のように、地方分権が進むなかで、市と市民の関係、市の仕組みとその運営の基本原則を明らかにした条例が必要と考え、本提言書案を策定したものです。</p> <p>検討委員会では、草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民であるとしてとらえています。そのうえで、パブリック・コメントや市民フォーラムでの議論を踏まえ、「草津市がさまざまな人によって構成されているという事実、また、市がこれまで規定したさまざまな条例、施策における市民の定義を踏まえて、条例で包括的で定義する（第3条第1案）」か「個別条例の定めを委ね、市民を定義しない（第2案）」かの選択であろうと考え、検討委員会としては、前者の立場に立ちつつも、両論併記とし、より広い議論に委ねることとします。</p>
3 4	<p>●一般的に市民という言葉遣いは、その市内に住む住民を総称して表現する場合に使われる。中学生などにも自然に理解できる条文になるような努力が必要である。</p>	<p>●検討委員会では、草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民であるとしてとらえています。そのうえで、パブリック・コメントや市民フォーラムでの議論を踏まえ、「草津市がさまざまな人によって構成されているという事実、また、市がこれまで制定したさまざまな条例における市民の定義を踏まえて、条例で包括的で定義する（第3条第1案）」か「個別条例の定めを委ね、市民を定義しない（第2案）」かの選択であろうと考え、検討委員会としては、前者の立場に立ちつつも、両論併記とし、より広い議論に委ねることとします。</p> <p>また、「中学生にも理解できる条文に」という御意見については、本委員会でも理解しやすい内容である</p>

		<p>ことが重要だという立場に立ち、特に前文については、中学生の方が理解できるようにということ意識いたしました。ただ、条文そのものは法律の文章（法規）であり、その厳格な言葉の使い方（法制執務）が要求される場所でもあります。そのため、解説や考え方においてできるだけわかりやすくなるよう努めています。</p>
<p>35</p>	<p>●住民以外の市民は区域内における公民としての責務を果たすことで地域と共生するものであり、その範囲における義務と権利を有するものであると考える。したがって、市民等として、市民と区別することが基本であり法に基づくものであると考える。</p>	<p>●検討委員会では、草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民であるにとらえています。そのうえで、パブリック・コメントや市民フォーラムでの議論を踏まえ、「草津市がさまざまな人によって構成されているという事実、また、市がこれまで規定したさまざまな条例、施策における市民の定義を踏まえて、条例で包括的で定義する（第3条第1案）」か「個別条例の定めに関し、市民を定義しない（第2案）」かの選択であろうと考え、検討委員会としては、前者の立場に立ちつつも、両論併記とし、より広い議論に委ねることとします。</p> <p>なお、市民の「主権者」としての役割ですが、本提言書案では市民が主権者であることを明記し、第4条のように、市民が相互に主権者としての権利と、まちづくりにおける主体的な活動の尊重を記しています。しかし、不断の努力が望まれる「主権者としての振舞いや在り方」は、条例や法で、権力的に具体化され制御されるべきものではありません。そのように記すこと自体が、主権者としての思想や行動の自立性・自主性を侵すおそれがあるものであると考えています。あわせて番号22の方の御意見と回答も御参照ください。</p>
<p>36</p>	<p>●市民の定義に「市内のまちづくりに関わらない法人」が含まれないことについて</p> <p>地方自治法第10条の規定は、地方自治法上の『住民』以外への役務の提供を妨げるものではないため、条例により『住民』以外のもの（まちづくりに関わる者）に権利保障の範囲を拡大することは可能であるが、その前に『住民』には役務の提供をひとしく受ける権利を保障していなければならない。</p> <p>この『住民』には自然人だけでなく法人も含まれており（逐条解説）、市内に住所を有する法人が含まれない「市民」の定義は、地方自治法第10条により保障されている市内に住所を有する法人の権利を侵害する可能性がある。</p> <p>個別の分野で「市民」の範囲を自然人に狭めても、対象が自然人しかありえないもの（例：路上喫煙等自然人の行為）であったり、市民（自然人）＋事業者と規定することで結果的に法人も対象となったりすることで、当該分野内での平等性・公平性が保たれていれば疑義は生じないであろうが、自治体基本条例は知る権利など普遍的な権利を定めており、『住民』の中から市内に住所を有する法人を排除することは避けるべきである。</p>	<p>●市民と個人、法人との関係につきましては、番号11の方への②の回答にもありますように、「市民」とは、社会を構成する最小単位ということで位置づけております。法人や団体の意思も、初めは個人から発せられ、一定の手続きで集約されていき、団体の意見となります。このため、本提言書案では、個人としての「市民」と、個人と法人をそれぞれひとつのまちづくりの主体と考えるときを区分けして、「市民」「市民等」として括りました。また、検討委員会では、草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民であるにとらえています。そのうえで、パブリック・コメントや市民フォーラムでの議論を踏まえ、「草津市がさまざまな人によって構成されているという事実、また、市がこれまで規定したさまざまな条例、施策における市民の定義を踏まえて、条例で包括的で定義する（第3条第1案）」か「個別条例の定めに関し、市民を定義しない（第2案）」かの選択であろうと考え、検討委員会としては、前者の立場に立ちつつも、両論併記とし、より広い議論に委ねることとします。</p>
<p>37</p>	<p>●提言書案の第4条（市民の役割）では「市民は、市の主権者であり・・・」とあります。</p> <p>主権者とは、国や自治体の政治を最終的に決定する権利を有する者をいうのであって、この条例の用語の定義でいう「市民」のうち、『草津のまちづくりに関わる者』には、主権者としての権利はないと考えています。</p> <p>主権者たる者は、個人である住民以外にはありえません。これは地方自治法に基づく解釈であって、地方自治法をこの条例に基づいて歪曲するようなことは決して許されるものではありません。</p> <p>さらに言えば、まちづくりに関わる者＝信託する者ではありません。</p> <p>議員や市長は、住民による選挙で選ばれているのであり、まちづくりに関わっている者には選ばれているわけではありません。</p> <p>そもそもこの条例は、主権者たる住民が自治を行っていく上で、住民の代理機関である市長と議会との間に、自治体運営のための基本的ルールを締結するものであり、条例としての本質上、住民以外にその主体となる者はいないと考えています。</p>	<p>●国民主権という言葉は憲法にも明記され、なじみの深い言葉になっていますので、御指摘のように疑問に思われたことと思います。</p> <p>一方、市長や議会を私たちが選挙で選ぶのは『市の意思決定を行う存在』を決める権利が市民にあるからです。また、平成8年の内閣法制局の答弁では、市町村長のもつ行政権は、国によって与えられたものではないことを明確に答えています（平成8年12月6日 衆議院予算委員会）。市町村の行政権も、選挙によって信託される、言い換えれば市民の権利を権限の源としています。</p> <p>さらに、平成12年の分権改革によって、国と自治体とは役割は違ってもその関係は対等と位置付けられています。主権者とは、政府が行使する権限の源としての存在です。その意味では、国民は国の主権者であり、市民は自治体の主権者です。国政選挙と自治体選挙が別々に存在しても矛盾しないように、国民主権と市民主権は矛盾しないと考え、むしろ、平成8年の答弁や平成12年以降の地方分権に対応していくためにも、きちんと明記すべきと考えました。御意見者の方の御疑問が晴れるよう、市民主権という言葉が浸透していくように、たゆまぬ努力が求められると考えています。</p>

<p>「まちづくりは皆で行う」というスローガンの下に、住民以外の、通勤者・通学者・企業・NPO等、そしてこの条例で言うところの「まちづくりに関わる者」も重要であることから、「市民」に含められたと思われれます。しかし、多くの基本条例が出来あがってきて、条例の定義がだんだん明確になってきた今日、上記のような法論理的でない市民の定義は決して許されないと考えています。</p> <p>何も住民以外の人を排除しようという意図ではありません。</p> <p>まちづくりに参加するのは自由で、実際に参加する人は貴重な存在であり、多くの人々によってまちづくりが行われているのは事実ですが、信託する「市民」とまちづくりに参加する「市民」を一つの言葉でくくってしまうことには無理があります。</p> <p>ましてや、最高規範であると謳っているが、定義が曖昧であるというのは法規制におかしいのではないですか。</p> <p>この定義がしっかり出来ていないと、後に続く条文に大きく影響しますので、再検討してください。</p> <p>仮に、住民以外の人々のまちづくりへの参加・参画を重要視するならば、ニセコ町の条文を参考にすればどうかと考えています。</p> <p>ニセコ町まちづくり条例から・・・</p> <p>「(町外の人々との連携)</p> <p>第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、<u>町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。</u>」</p> <p>この提言書案が一般市民によって検討されたところは評価でき、検討されてきた市民の方々には敬意を表しますが、法規制的な確認がいまひとつ出来ていないと思われてなりません。</p> <p>今後の賢明な判断に期待します。</p>	<p>検討委員会としては、用語を定義するという事としておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別条例や政策、施策・事業が対象とする範囲としての「市民」と一致しないこともありえることから、定義しないということも十分に合理性があるものと考えました。したがって、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記します。</p>
<p>38 ●草津市が考える「協働」とは何かをここで明確にしていく必要があるかと思えます。</p>	<p>●市民の定義は、両論併記することとし、「協働」の定義はしていませんが、平成20年8月にまとめられている「草津市協働のまちづくり指針」において、協働とは「共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と行政が、責任と役割を分担し、相互の信頼と理解のもと、お互いの特性や能力を持ち寄って連携・協力すること」として定義しています。第25条、第26条でこのことを示してあります。</p> <p>なお、指針における市民とは、市民個人だけでなく、町内会などの地域コミュニティ、市民活動団体等のテーマコミュニティ、大学や企業なども含んでおり、本条例に定義しております「市民等」と同様になります。</p> <p>本条例では、まちづくりにおいては協働が基本であることを謳っており、その具体的な内容については、上記の指針等で定めるものとしておりますことから、敢えて定義付けまでは考えていません。</p>
<p>39 ●地方自治法第74条第1項にもあるように、条例の制定、改廃請求の権利は選挙権を有するものとあるので、未成年や外国人にまで権利を与えるのは憲法違反ではないでしょうか？</p> <p>同12条にも日本国民たる住民に条例制定、改廃請求の権利とあることから、最低でも外国人を含めるものではないと思えます。</p> <p>もっといえば、この条例作成に携わる市民に外国人が含まれていれば既に違憲の疑いがあります。</p> <p>法の解釈云々というような無理やりの議論が進められていないことを願います。</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義するという事としておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することとしました。</p> <p>前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では「草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>また、憲法92条の「地方自治の本旨」、地方自治法14条1項および第2条第12項によって、草津と</p>

		<p>いうまちの課題について市民の意思の表出をどのような制度で受け止めるかについて、憲法と法令を自ら解釈してその範囲で規定していくことができるものと考えています。</p>
4 0	<p>●市民の定義としては「日本国籍を有し」という文言を付け加える必要があると考えています。外国人が自分の国の国益のために市政に参加することが懸念されます。草津市は日本の一都市であり、日本人が住みやすい環境をつくっていかねばなりません。外国人の市政への参加は日本国憲法に違反するという指摘もされている中でこのような曖昧な定義は将来禍根を残すこととなります。今後中国人などの外国人居住者が増加することが懸念されており、本国からの指令により市政を乗っ取ることも可能となります。是非とも市民は日本国籍を有する者に限ることを明確にしてください。</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することとしました。前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。また、憲法92条の「地方自治の本旨」、地方自治法14条1項および第2条第12項によって、草津というまちの課題について市民の意思の表出をどのような制度で受け止めるかについて、憲法と法令を自ら解釈してその範囲で規定していくことができるものと考えています。</p>
4 1	<p>●一般市民が市政に参加できるのは問題だと思います。自分の帰る市があるにも関わらず、他市の市政に口を出す無責任さをどうするのか疑問です。最低でも、草津市に在住の日本人に限定してください。</p>	<p>●前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、「委員会では、草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。草津というまちを構成する市民が市政に参加することは、よりよいまちづくりに市がその役割を果たすためにも不可欠と考えています。なお、「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することとしました。</p>
4 2	<p>●これは事実上の外国人参政権であると思います。外国人参政権に対しては私自身も反対であり日本国民においても反対派多数であります。もっと議論の必要があるのではないかと考えています。そもそもここは日本です。日本の政治は日本人が決めることは当然であると考えています。日本に住んでる外国の方も「税金を納めてる」という意見もありますがそれは別の話であります。「税金を納めてる」ということに対する恩恵はインフラによって賄われております。外国人参政権（草津市自治体基本条例（提言書案））に反対することは差別でもなんでもなく常識的当然のことと考えています。行政も日本の本当の意味での国益を考えていただきたいと思います。よって、私は「草津市自治体基本条例（提言書案）」に対して反対致します。宜しくお願いします。</p>	<p>●前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、「委員会では、草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。草津というまちを構成する市民が市政に参加することは、よりよいまちづくりに市がその役割を果たすためにも不可欠と考えています。なお、「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することとしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を御参照ください。</p>
4 3	<p>●基本条例にかかる「市民」に、国籍条項を設けて頂くようお願いします。本文にあります「市民」には、外国人が含まれる可能性があるからです。参政権は「政治に参加する権利」の総称であり、投票権も参政権の一つです。憲法第15条において「参政権・被参政権は国民固有の権利である」と定められており、外国人への参政権付与は憲法違反になります。</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることから、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検</p>

<p>また、日本国憲法第 10 条の委任により、日本国民たる要件を定めるために制定された国籍法では、「市民」を「国民」と定めてあることから、日本国籍を取得されていない全ての外国人に対し、国民の権利である参政権を付与することは憲法違反になります。</p> <p>岐阜県の多治見市では、市民投票条例から「永住外国人（定住外国人）に投票権を付与する」との文言を削除し、平成 21 年 12 月可決、平成 22 年 4 月 1 日に施行しました。</p> <p>削除した理由は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方自治も国家、統治体制一側面になっていることもあり、外交関係が崩れ、外国からミサイルが打ち込まれる事態になり、パトリオットミサイルを配備する状況において市長がそれを認めるか否かについて市民投票を付したとき、敵対する国の永住外国人に投票を求めるのはおかしい話である。</li> <li>2. 日本と国交が樹立していない国籍の特別永住者を名簿から抽出できないということからも、困った問題だと思う。また、国防の問題になったときに、外国人から意見を問うことが本当に相応しいのか、疑問に感じる。</li> </ol> <p>これらの理由で「永住外国人（定住外国人）に投票権を付与する」という文言を削除し可決しております。草津市におかれましても、多治見市に倣いどうか宜しくお願い致します。</p> <p>草津市自治体基本条例の根拠となる自治基本条例において、まず「条例」というものは、日本国憲法第 94 条「地方公共団体は、〔中略〕法律の範囲内で条例を制定することができる。を根拠とし、地方自治法の規定に基づき制定される。」</p> <p>すなわち、条例は日本国憲法を頂点とする国内法体系の一部をなすものであり、かつ、法の形式的効力の意味において国法よりも下位に位置付けられるものであります。</p> <p>上記のように自治基本条例も法律の範囲内で制定すべきものであり、現在の条例の内容に国籍条項を設けないことは明らかに法律違反であることから、日本国籍を持つものに限定して頂くようお願いします。</p> <p>草津市の自治体という枠内であっても、それは国政につながる大切な条例です。</p> <p>年明けの議会までにこの条例の周知・認知の措置を市民に行った上で慎重に議論を重ねて頂き条例の可否を決定して頂きたいと望んでおります。</p> <p>民意に違わぬご活躍をして頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。</p>	<p>討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p> <p>前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>また、憲法 9 2 条の「地方自治の本旨」、地方自治法 1 4 条 1 項および第 2 条第 1 2 項によって、草津というまちの課題について市民の意思の表出をどのような制度で受け止めるかについて、憲法と法令を草津市が自ら解釈してその範囲で規定していくことができるものと考えています。</p> <p>一方、御指摘の点は、「住民投票における外国籍の市民の投票権」を指すと認識しておりますが、国籍に限らず、年齢要件などをどうするか、また、住民投票の案件ごとにそれらが異なるかあるいは住民投票に一律の投票権を与えるかどうかについて、その他住民投票の仕組みに関わる詳細については改めて議論を重ねて検討する必要があると考え、そのように規定しています。</p>
<p>4 4 ●市民の定義のところ、国籍条項が欠けている。</p> <p>国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる規定はおかしい。</p> <p>住んでいる、勤務している人全員の意見を聞きたい、外国人の意見を聞きたいのなら、市に専用窓口を作れば良い。市に大勢の外国人が移住してきて、外国人が市政に関わり、外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのですか？いまこの条例が日本じゅうから批判されている前例はご存知ですか？市民に大々的に知らせる事もなく勝手に決めるな。絶対反対です。</p> <p>全国で反対している日本人が大勢います。私はネットでこの条例を知りました。</p> <p>私と同じく、ネットで知り、危機感を持っている人達が大勢います。</p> <p>それでも可決するつもりですか？</p> <p>この条例を可決する事によって発生する問題に全責任を取れますか？</p> <p>私は滋賀県草津市民ではありませんが、日本人の一人としてこの条例を断固反対します。</p>	<p>●市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第 1 案とし、定義しないことを第 2 案とする両論を併記することといたしました。</p> <p>前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>また、憲法 9 2 条の「地方自治の本旨」、地方自治法 1 4 条 1 項および第 2 条第 1 2 項によって、草津というまちの課題について市民の意思の表出をどのような制度で受け止めるかについて、憲法と法令を自ら解釈してその範囲で規定していくことができるものと考えています。</p> <p>一方、御指摘の点は、「住民投票における外国籍の市民の投票権」を指すと認識しておりますが、国籍に限らず、年齢要件などをどうするか、また、住民投票の案件ごとにそれらが異なるかあるいは住民投票に一律の投票権を与えるかどうかについて、その他住民投票の仕組みに関わる詳細については改めて議論を重ねて検討する必要があると考え、そのように規定しています。</p>



		<p>また、この条例の策定にあたっては、市民などで構成される検討委員会で30回以上にわたる議論を行い、その議事内容についてはその都度、市ホームページに掲載し、また、「条例ニュース」の町内回覧や、市民フォーラムなどを開催するなど、市民の皆様への周知に努めてきました。</p>
<p>45</p>	<p>●市民の定義のところ、国籍条項が欠けています。</p> <p>国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる規定を設けるのはおかしい。</p> <p>外国人地方参政権付与が憲法違反であることは最高裁の判決でも明らかになっています。</p> <p>住んでいる、勤務している人全員の意見を聞きたい、外国人の意見を聞きたいのなら、市に専用窓口を作れば済むことです。御市に大勢の外国人が移住してきて、外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのですか？</p> <p>外国人差別ではなく、区別です。</p> <p>権利と義務は一体（一対）の関係にあり、日本（地域）に対する義務を有しない（運命共同体ではない）外国人に権利のみを与える事は危険な行為です。</p> <p>民族が違えば常識もちがいます。</p> <p>現に入居者の1/3が中国人になった埼玉県の間地では、ごみ出しのルールが守られない、階段や踊り場、他で糞尿をする、窓からごみを投げ捨てる、共益費を払わないなどのトラブルで、日本人住民が困っています。</p> <p>また外国と日本の関係もいつ悪化するかわかりません。</p> <p>そうなった時、国籍国が有利になるよう外国人が住民票を移し、結集して動くという事も想定されます。</p> <p>先般の尖閣諸島事件での中国の対応も、国際社会の常識とはかけ離れたものでした。</p> <p>国が違えば日本や国際会の常識が通用しない事もあるし、今友好関係にあっても、利害関係によりいつ豹変するか分かりません。</p> <p>だからこそ、政治に外国人の介入できる回路を作ってはならないのです。</p> <p>将来起こりうるあらゆる危険を予測し、可能性がゼロでない限り、その危険を回避するのが自治体、国として市民、国民に対しての責任だと考えています。</p> <p>一般市民がその内容、意味に気づかないうちに、十分な広報もされないうちに制定された川崎市・小諸市をはじめとする前例が、日本中から批判されています。</p> <p>少数勢力の偏った意見や外国人が市政に干渉できる回路を作る条例制定に絶対に反対です。</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義するという事としておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p> <p>前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>また、憲法92条の「地方自治の本旨」、地方自治法14条1項および第2条第12項によって、草津というまちの課題について市民の意思の表出をどのような制度で受け止めるかについて、憲法と法令を草津市が自ら解釈してその範囲で規定していくことができるものと考えています。</p> <p>一方、御指摘の点は、「住民投票における外国籍の市民の投票権」を指すと認識しておりますが、国籍に限らず、年齢要件などをどうするか、また、住民投票の案件ごとにそれらが異なるかあるいは住民投票に一律の投票権を与えるかどうかについて、その他住民投票の仕組みに関わる詳細については改めて議論を重ねて検討する必要があると考え、そのように規定しています。</p>
<p>46</p>	<p>●私は御市の市民ではありません。</p> <p>しかし本条例と同様の条例は一般市民の知らないうちに多数の市で可決され、実質的に外国人地方参政権が付与されていますこれは、特定地域の問題ではなく、他地域ひいては国政へも影響が大きいので意見を述べる権利があると考えています。</p> <p>この条例も名前を変えた実質的な「外国人地方参政権」を付与するものであり、下記理由で絶対反対です。</p> <p>国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる規定を設けるのはおかしい。</p> <p>外国人地方参政権付与が憲法違反であることは最高裁の判決でも明らかになっています。</p> <p>まして判断能力が未熟なため、日本人でも選挙権が認められない18歳の若年者や就労ビザなどで入国しているにすぎない外国人まで含めるのは反対です。</p> <p>住んでいる、勤務している人全員の意見を聞きたい、外国人の意見を聞きたいのなら、市に専用窓口を作れば済むことです。御市に大勢の外国人が移住してきて、外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのですか？</p>	<p>●御趣旨としては、番号45の御意見と同様であると考えましたので、そちらをご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその【検討委員会での論点と本条項への思い】をご覧ください。</p>

外国人差別ではなく日本を外国の影響から守るための防衛です。  
権利と義務・責任は表裏一体（一対）の関係にあり、日本（地域）に対する義務を有しない（運命共同体ではない）外国人に権利のみを与える事は危険な行為です。

民族が違えば常識もちがいます。

現に入居者の 1/3 が中国人になった埼玉県の間地では、ごみ出しのルールが守られない、階段や踊り場、  
他で糞尿をする、窓からごみを投げ捨てる、共益費を払わないなどのトラブルで、日本人住民が住めない  
環境になっています。（話し合っても埒があかず、日本人が出ていかざるを得ない）

また外国と日本の関係もいつ悪化するかわかりません。  
そうなった時、国籍国が有利になるよう外国人が住民票を移し、結集して動くという事もあり得ます。  
先般の尖閣諸島事件での中国の対応も、国際社会の常識とはかけ離れたものでした。  
国が違えば日本や国際会の常識が通用しない事もあるし、今友好関係にあっても、利害関係によりいつ豹  
変するか分かりません。

さらに、中国は昨年7月1日「中国国防動員法」を制定しています。  
もし中国が有事と判断したら、中国国内（外国人企業も含め）の全財産没収、国外（全世界）に住む中国  
人の財産没収のみならず、国外に住む中国人も中国軍の兵士として蜂起すると定められました。  
いつ中国が「有事」だと主張し、国防動員法を発令するかわかりません。  
そうなれば日本に住む中国人は日本に敵対する中国兵士になるのです。  
現に多くの退役軍人がいろいろな形で日本に入国しているそうです。  
歴史的にも国際法上からも尖閣諸島が日本の領土であっても、中国が自国にとって核心的利益と判断すれ  
ば「中国の領土を日本が侵略している」と言い張った「尖閣諸島事件」から学ばなければなりません。  
「有事」に国際社会の常識は通用しないかもしれないのです。

韓国は竹島を不法占拠し、対馬まで韓国領土と主張しています。  
中国、韓国ともに現在も徹底した反日教育を続けており、反日感情をもったまま日本に居住したり、さら  
には帰化したりしています。  
日本人を拉致したまま、日本に核を向けている北朝鮮、北方領土を占拠したまま自国領土と主張するロシ  
ア。これらの国々に囲まれた日本の状況を考えることなく、何故このように無防備な条例を制定しようと  
考えるのか理解できません。

外国の軍事力も脅威ですが、最新の戦争は軍事力によるものではなく、国の内側からの合法的侵略と言わ  
れています。（スイスが全国民に配っている防衛論の本にも記載されている）  
政治に外国人の介入できる回路を作ってはならないのです。  
だからこそ外国人が日本の政治に影響力を及ぼす行為を憲法で禁じているのです。

また、移民政策をとった国々は、治安が悪化したうえ、自国民が住めなくなるような惨状を生んでいます。  
下記の動画をご覧ください。  
公平、平等なる「共生」が完全なる失敗だったことは既に証明されています。

	<p>このような事実から日本は学ばなければなりません。</p> <p>日本にはスパイ防止法也没有ありません。          入国審査も帰化要件も非常にハードルの低い状態で、対日職員と善良な外国人をどうやって識別できるでしょうか。</p> <p>将来起こりうるあらゆる危険を予測し、可能性がゼロでない限り、その危険を回避するのが自治体、国として市民、国民に対しての責任だと考えています。</p> <p>一般市民がその内容、意味に気づかないうちに、十分な広報もされないうちに制定された川崎市小諸市をはじめとする前例が、日本じゅうから批判されています。</p> <p>少数勢力の偏った意見や外国人が市政に干渉できる回路を作る条例制定に絶対に反対です。</p>	
47	<p>●市民の定義のところで、国籍条項が欠けている。          国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる規定はおかしい。          住んでいる、勤務している人全員の意見を聞きたい、外国人の意見を聞きたいのなら、市に専用窓口を作れば良い。草津市に大勢の外国人が移住してきて、外国人が市政に関わり、外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのですか？いまこの条例が日本じゅうから批判されている前例はご存知ですか？市民に大々的に知らせる事もなく勝手に決めるな。絶対反対です。</p>	<p>●御趣旨としては、番号45の御意見と同様であると考えましたので、そちらをご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその【検討委員会での論点と本条項への思い】をご覧ください。</p>
48	<p>●市民の定義のところで、国籍条項が欠けている。          国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる規定はおかしい。          住んでいる、勤務している人全員の意見を聞きたい、外国人の意見を聞きたいのなら、市に専用窓口を作れば良い。          草津市に大勢の外国人が移住してきて、外国人が市政に関わり、外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのですか？          いまこの条例が日本じゅうから批判されている前例はご存知ですか？          市民に大々的に知らせる事もなく勝手に決めるな。          絶対反対です！！</p>	<p>●御趣旨としては、番号45の御意見と同様であると考えましたので、そちらをご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその【検討委員会での論点と本条項への思い】をご覧ください。</p>
49	<p>●草津市自治体基本条例の制定に、反対します。          まず、政治に参加できる「市民」の範囲が、住所を有さない者や外国人まで含まれていること。          第3条、第4条、第7条（草津市に住んでいない者までが「主権者」とされている）          第3条の市民の定義では国籍について明記されておらず、市政に参加できる市民等に外国人を含むと解釈することもできます。          それだけでなく、市内で活動していれば、国籍を問わず市外に住む者、活動団体も市政に参加でき、さらに情報も共有できることとなります（第10、11条）。          これでは、言葉を変えただけの外国人地方参政権です。          外国人地方参政権には絶対に反対です。          このことは憲法の国民主権の原理（前文・第1条）に反することになります。          市政に参加できる者や情報を共有できる者は、日本国籍を持つ住民に限る旨を明記すべきです。          こちらの市民ではありませんが、日本国の存亡に深く変わっている所以我はこちらに意見を投稿する権利があると判断します。</p>	<p>●御趣旨としては、番号45の御意見と同様であると考えましたので、そちらをご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその【検討委員会での論点と本条項への思い】をご覧ください。</p>

	<p>外国人に投票の権利を与えないようお願いいたします。          国家国民の存亡が関わっている非常に危険な動きであり、憲法違反です。</p>	
50	<p>●自治基本条例に反対します。市民の定義が曖昧のように思います。外国人を含むのですか？そうだとすれば実質的な外国人参政権のように思います。憲法15条、93条に違反している可能性が濃厚な条例の制定には反対です。</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p> <p>なお、前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>また、憲法92条の「地方自治の本旨」、地方自治法14条1項および第2条第12項によって、草津というまちの課題について市民の意思の表出をどのような制度で受け止めるかについて、憲法と法令を草津市が自ら解釈してその範囲で規定していくことができるものと考えています。したがって、市民について両論を併記し、前文のように考えることは、憲法に違反するものではないと考えています。</p>
51	<p>●この条例は、「市民は市政に参加出来る」且つ、「市民には外国人も含まれる」ものであり、つまり、外国人の政治参加であり、最高裁の判例から見ても違憲であり絶対に反対致します。</p>	<p>●御趣旨としては、番号50の御意見と同様であると考えましたので、そちらをご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
52	<p>●市民の定義を日本国籍を持つ者に限ると限定してください。          外国人参政権には反対です。          日本国の政治的独立性についても考慮してください。</p>	<p>●前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>一方、「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p>
53	<p>●市民の定義について、外国人や住民以外を含むような記載がされております。          国民からの反対意見が根強い、外国人参政権の布石になりかねない事や、法や憲法の裏付けがなくとも既成事実化してしまう恐れがあります。</p>	<p>●前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p> <p>一方、御指摘の点は、「住民投票における外国籍の市民の投票権」を指すと認識しておりますが、国籍に限らず、年齢要件などをどうするか、また、住民投票の案件ごとにそれらが異なるかあるいは住民投票に</p>

		<p>一律の投票権を与えるかどうかについて、その他住民投票の仕組みに関わる詳細については改めて議論を重ねて検討する必要があると考え、そのように規定しています。憲法92条の「地方自治の本旨」、地方自治法14条1項および第2条第12項によって、草津というまちの課題について市民の意思の表出をどのような制度で受け止めるかについて、憲法と法令を草津市が自ら解釈してその範囲で規定していくことができるものと考えています。</p>
54	<p>●条例を拝見しましたが、市民の定義が漠然としすぎているという印象をもちました。条文には、市民とは市内に在住する者を核としながら広く草津のまちづくりに関わる者をいうとしかありません。これでは外国人でも該当と読まれてもおかしくはありません。悪意をもった外国人が大挙草津に押しかけてきて市政にものをいう、こんなリスクの高い条例をよもや制定するとは思えませんが、外国人参政権がいま社会的に大きな不安要因になっている今日、市民の定義はあくまで日本人ということを明確に定義くださいませよう、強くお願いいたします。</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p> <p>前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、検討委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>また、憲法92条の「地方自治の本旨」、地方自治法14条1項および第2条第12項によって、草津というまちの課題について市民の意思の表出をどのような制度で受け止めるかについて、憲法と法令を草津市が自ら解釈してその範囲で規定していくことができるものと考えています。</p>
55	<p>●市民の定義が広範囲であります。</p> <p>やはり、最低でも日本国籍を有するものと一文が必要であります。</p> <p>このままだと、外国人も自由に市政に意見を述べる機会を与えてしまいます。これが施行されてしまうと、外国人の市政の参加が増え、自分たちに有利な政策を主張して、今後、日本国の国益を害する恐れがあります。</p> <p>そして、外国人が転居してきて治安が悪化する恐れがあります。</p> <p>※外国人とは、特に中国人と在日朝鮮人のことをさしてます。</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p> <p>また、前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>一方、御指摘の点は、「住民投票における外国籍の市民の投票権」を指すと認識しておりますが、国籍に限らず、年齢要件などをどうするか、また、住民投票の案件ごとにそれらが異なるかあるいは住民投票に一律の投票権を与えるかどうかについて、その他住民投票の仕組みに関わる詳細については改めて議論を重ねて検討する必要があると考え、原案のように規定しています。</p>
56	<p>●第3条第1号</p> <p>市民とは、市内に住民票を持つ人です。草津市のまちづくりに関わる人であれば、誰でも市民になりかねません。</p>	<p>●前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案と</p>

		し、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。
57	<p>●国籍条項を求めるべきです。 市外から来る人間もいるので、市内に住み、かつ日本国籍を持つ者に限ると明言すべきです。</p>	<p>●前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p>
58	<p>●大反対ですが！！日本人ですか？あなたたち。 基本、国政は日本人による政策が行われていなければならない。で、誰が「不満」ですか？あなたたち「市」は外人による政策となるのですよ？どうなると思いますか？日本人弾圧ですよ？</p>	<p>●前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p>
59	<p>●「市民には、外国人も含まれる」という規定は認めるべきではない。</p>	<p>●前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p>
60	<p>●居住者を非居住者と同列に扱うのは、居住者たる住民軽視です。 地方自治法第10条「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の約務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」とあります。 よって、住民とその属する普通地方公共団体との間には法的な権利・義務の関係が存在するが、非居住者には存在しない。 非居住者は負担を分任する義務も無いのに、参加する機会だけが保障されているのには不公平です。</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義することとしておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。前文の【検討委員会での論点と本条</p>

	<p>また国籍条項も無いので、定住外国人も含まれていると解釈し、外交や国防問題が発生した場合にも外国人が市政に参加する権利があり保障されてしまいます。</p> <p>その場合に日本国籍を持っていない日本に責任を持たない外国人が日本のために政治に参加するとは思えません、非常に問題があります。</p> <p>日本という国の中で外国人が政治に参加するという事が権利として保障されてしまうのは、到底納得できるものではありません。</p> <p>よって、市民では無く住民とし、地方自治法第18条と同じ内容にするべきです。</p>	<p>項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p>
<p>6 1</p>	<p>●草津市自治体基本条例に反対します。</p> <p>市民の定義は何になるのでしょうか</p> <p>国籍条項は？</p> <p>地方の政治は安全保障問題や教育の問題などで国政と密接に関わり合っています。</p> <p>日本の政治は国勢も市政も日本国民が行わなければなりません。街づくりのための意見を聞く目的ならば市役所に窓口を設ければ済むことです。大勢の外国人が移住してきて外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのでしょうか。</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義するという事としておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p> <p>前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p>
<p>6 2</p>	<p>●市民の定義のところで、国籍条項が欠けています。</p> <p>国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる規定はおかしいです。</p> <p>住んでいる、勤務している人全員の意見を聞きたい、外国人の意見を聞きたいのなら、市に専用窓口を作れば良いのです。大勢の外国人が移住してきて、外国人が市政に関わり、外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのですか？いまこの条例が日本じゅうから批判されている前例はご存知ですか？市民に大々的に知らせる事もなく勝手に決めること自体すでに市政に矛盾を感じます。絶対反対です。</p> <p>わかりやすい例えで言うなら、日本に元々いる動物や昆虫、植物に外来種が入ってきて日本の生態系を崩していつている現状です。</p> <p>外来種は生命力も繁殖力も強く1度入ってきたら取り除くのに大変です。</p> <p>外国人に市政へ参加できるようにするとそうなります。</p> <p>ですので、市民の定義には国籍条項を入れるべきです。</p>	<p>●前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義するという事としておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p>
<p>6 3</p>	<p>●基本自治条例に強く反対です。</p> <p>その地域に住む住民による、という枠では日本国民以外の住民が対象に含まれます</p> <p>しかし、それでは日本国民にとって不都合なことも法案に通ることであり、このことは憲法にも違反します。</p> <p>利益関係は時に外国籍の人と日本国民と対立することは十分考えられます</p> <p>あまり声を上げない日本人は、自己主張の強い外国人に負けやすい側面があります</p> <p>例としては、生活保護など中国人であれば簡単に受け付けてもらえ、一方日本人の申請は通りにくいなどがあります。税金を納めているのは日本人だということにです</p> <p>また重要なことが狙上に乗った場合、一地方の住民だけで決まることも危険です</p> <p>新潟の領事館問題、名古屋の領事館問題。</p> <p>今現在、多くの危惧すべきことが一地方で起こっています</p> <p>日本国の一部である地方に、意図的に外国の支配が起こることが杞憂ではないのが現状である今</p>	<p>●前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えると、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p> <p>「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義するという事としておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。</p>

	<p>基本自治条例は絶対通してはいけません。 現政府には1000万人移民を受け入れるなどの方針があるようですが、欧米諸国ではすでに深刻な問題になっていて、その方針を転換しているのです。 ましてや、中国、朝鮮、韓国といった人たちは反日感情が強いので凶悪な犯罪が多発するのは目に見えています。看過できない問題がこの条例によって起こるということです。 こうした条例が通ると同時に犯罪多発地域になり下がるということをもっと勉強してください</p>	
<p>64</p>	<p>●温泉で有名な草津が、大量の中国人に占拠されてもよろしいのですか??? あくまで日本国籍の方のみでおねがいします。 今、全国でこの問題が挙がっていますが、ここは日本国であるとゆうことを、わすれないでください。 孫や子孫に、危険な外国人と一緒に住ませたいですか??</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義するという事としておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。 前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。 一方、御指摘の点は、「住民投票における外国籍の市民の投票権」を指すと認識しておりますが、国籍に限らず、年齢要件などをどうするか、また、住民投票の案件ごとにそれらが異なるかあるいは住民投票に一律の投票権を与えるかどうかについて、その他住民投票の仕組みに関わる詳細については改めて議論を重ねて検討する必要があると考え、そのように規定しています。憲法92条の「地方自治の本旨」、地方自治法14条1項および第2条第12項によって、草津というまちの課題について市民の意思の表出をどのような制度で受け止めるかについて、憲法と法令を草津市が自ら解釈してその範囲で規定していくことができるものと考えています。 なお、本市は、群馬県草津町ではなく、滋賀県草津市でございます。</p>
<p>65</p>	<p>●市民は主権者とあるが、まちづくりが市民であるのは当然ですが、市民等でない事に違和感を持っています。市民等は主権者になれないのはなぜでしょうか。あえて、第1項で「市民は」と明記していますが、「市民等は」にならないことはいかがか。 解説、委員会の思いを読む限り、市民の権限や行動、活動を制御する事を義務として明記出来ないがありますが、制御しない形であれば、義務を明記する事も可能と考えていますが、いかがか。</p>	<p>●「市民」とは、社会を構成する最小単位ということで位置づけております。法人や団体の意思も、初めは個人から発せられます。法人は個人の集合であって、個人の意思を一定の手続きで集約して法人の意思として構成されると考えています。そのため、本提言書案では、個人と法人を区分けして、「市民」「市民等」として括っております。 市民の権限や行動、活動を制御する事が出来ないということは、当然に義務も明記出来得ないと解します。そもそも市民の自発的な活動を制御すること自体が、自主性・主体性を損ねるものと考えています。</p>
<p>66</p>	<p>●この定義が条例の根幹をなす最重要な条文である。ここを確りと規定しておかないと条例全体の整合性が取れない。 ・(提言書案)の定義では、ところどころで上位の法律に触れている条項がある。 問題点1 ●第3条の市民の定義を拡大している。 本市区域内の住民に加えて、「草津市のまちづくりに関わる者」を市民としていることに問題があり、これが要因で「第5条1項 議会の信託」、「第6条1項 市長の信託」が市民により信託されると記述していること等が法令に違反することになる。 ◆「草津市のまちづくりに関わる」とは何を指すのか。</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義するという事としておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントでの御意見をを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。 一方、前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。</p>



・本市区域外の市民（公民）も、「選挙の応援、学校で草津市の子どもの教育、行政等の仕事、草津の区域内に事業所での仕事に関連して（環境・安全・防災・福祉などの面で）、環境づくり等の審議会の参加」等、広範囲な領域での関わりかたがあり、市に対する何らかの働きかけを行う権利を持っている人と定義するのは構わないが、市民（公民）はその活動（業務・勉強等）の範囲において、自治体との共生を通して草津市のまちづくりに寄与する者である。

・本市の区域内に居住し生命、財産を預け暮らしている住民と同等の市民と定義することは不合理である。よって草津市民（主権者＝住民）とは区別して分類すべきである。

・この様な事での関わりは日常ごく普通のことで、どこの自治体においても見かけられることであり、この様な事に関わるからといって市民（草津市民）ではない。

\*関わり的大小、影響力、住居に関係なく市民であると主張することができ、権利が保障されるとすれば大変なことである。その数によっては、草津市の自治に大きく関与することが出来る状況を作り出すことになる。住民主体の自治が侵されることにつながる可能性もあり不合理である。

★本条例で定義する市民は、本市に居住し自治に責任をもつ住民であるべきである。

・単に「草津のまちづくりに関わる者」等とすることに問題がある。区域内の住民と区別して定義すべきである。

・住民が自治体に行政を付託しているのである。

\*草津に住居を持たない市民を草津市民と定義し、住民主体の自治に権利ありとするのは、法に反していると考ええる。

★市長、市議会議員は日本国民たる普通地方公共団体の住民により選挙によって選出されたものである。

・（提言書案）第3条に定義する市民によって選ばれたものではない。

・選挙応援と信託は異なる。

・判断し審判を下すのは選挙権を有する住民であり、厳密に言えば、支持した住民に信託されたものである。（概ね、投票率などを考慮すれば有権者の3割程度の支持である）

・区域外の市民によって選出されたのではない。

▼参政権は住民にあるのであり、一般的にいう市民（公民）にあるのではない。市長、市議会議員は、参政権を持つ住民により選ばれるものである。（その結果、信託される）

#### ●問題点1に対する提案

##### 「A案」

(1)市民 本市の区域内に居住する者をいう。

(2)市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者、本市の区域内に存する学校に通学する者をいう。

(3)事業者 本市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うものをいう。

(4)市 市議会ならびに市長ほかの執行機関をいう。

##### 「B案」

(1)市民 本市の区域内に居住する者をいう。

(2)市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者、本市の区域内に存する学校に通学する者、ならびに本市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行う

草津市の「まちづくりに関わる」とは何を指すのか、という御疑問をうけて、前文の【論点と本条項への思い】を補足いたしました。積極的なまちづくり活動だけでなく、こうした人々が、草津市において「暮らしや活動」する日常そのものによって、草津のまちが形づくられていることを「まちづくり」とであると考えています。

<p>ものをいう。</p> <p>(3)市 市議会ならびに市長ほかの執行機関をいう。</p> <p>★市民の定義を修正すれば、「第5条1 議会の信託、第6条1 市長の信託」は現行のまま市民により行われる表現でも許される範囲にあるのではと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この様にする事で、市民＝住民となり「市民の信託を得て」としても矛盾を生じなくなる。</li> <li>・まちづくりに市民等ならびに事業者が必然的に責務を果たすのはあたりまえである。その事と市長、議員に市政を信託することではなくことであり、混同してはいけない。</li> </ul>	
--	--

【第2章】市政の主体  
第1節 市民の役割 (6件)

番号	意見	検討委員会の対応
67	<p>●市民の権利と義務（責務）について、この条例が市長と議会の市政運営の在り方を規定していることから、市の権限によって市民の指向や行動を制御するようなことを義務として明記できないのではないかという意見があり、結果的に「市民は、市の主権者であり、互いにその権利を尊重するよう努めるものとする。」となったとのことである。</p> <p>しかし、草津のまちづくりの中で、市長と議会の市政運営の在り方を規定しているからこそ、まちづくりを支える市民の立場として、互いにその権利を尊重するだけでなく、「自らの発言及び行動に責任を持つこと」を理念として謳っておくべきではないか。</p> <p>また、市民の権利ということについては理解できるが、市民が持つ権利を濫用することのないような歯止めも必要ではないか。</p> <p>そのためにも、「本来の目的を逸脱して、市民が持つ権利を濫用することのないよう努める必要がある」ことを謳っておくべきではないか。</p>	<p>●この条例の目的は、市が市民の信託に応えるための、市政運営の基本原則を明らかにするところにあります。そこでの市民の役割は、「主権者である市民としての自覚」をもち、まちづくりに関わり、市政に関わることを通じて、前文に書いてあるような目標を達成するように努めるということになります。そのため、第4条のように、市民が相互に主権者としての権利と、まちづくりにおける主体的な活動の尊重を記しています。しかし、不断の努力が望まれる「主権者としての振舞いや在り方」は、条例や法で権力的に制御されるものではありません。そのように記すこと自体が、市の主権者である市民としての自立性・自主性を侵すおそれがあるものであると考えています。</p> <p>また、まちづくりのうち、市民の自由な領域として尊重すべき部分には、そこに条例や法で、踏み込むこともこの条例の目的からは避けるべきであると考えました。そこで、ここでの表現は、市が市民に何かを強制するのではなく、市民が互いに「市民」として尊重し合うことを明記するものであり、市民であるという事実を互いに自覚することにより、その言動は、当然に市民自身が責任をもって行うことを前提にしています。</p>
68	<p>(修正案) 第4条 市民の役割</p> <p>●市民等ならびに事業者は、草津市の協働のまちづくりが、自らの主体的な活動によって支えられていることを認識し、参加することに努めなければならない。</p> <p>2 市民は本条例に定めるまちづくりに関し権利を行使するに当たっては、目的を逸脱して乱用することのないよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、市の主権者であり、互いにその権利を尊重するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1項に役割を明記する。</li> </ul> <p>まちづくりは市民（住民）、市、議会のパートナーシップにより協働で行われるものであり、市民が突出して行うものではない。（区域内の市民等、事業者も参加、協働）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2項追加 権利の乱用を起こさないように。節度を持たす。</li> <li>・(提言書案の) 1項を→3項に。但し、この項は削除しても良い。社会生活を営む上で互いの人格を尊重し、権利を認め合うのはあたり前のことで、既に保障されていることである。</li> </ul> <p>どうしても残すのであれば、主権者であることは前文で表現している。重複して主張する必要はない。削除してはどうか。</p>	<p>●まちづくりにおいては御指摘の通り、市と市民はパートナーシップの関係に立ち、協働を進めることが目指され、まちづくりの主体としては対等の関係にあるといえます。一方で、前文や第1条などにもありますように、市民の信託を受け、その権限と財源によって市政運営に責任をもつ市との関係とみたときに、市と市民は「信託する－負託される」関係であり、対等ではありません。この条例の趣旨は、主として、市が市民の信託に応えるための市政運営の原則を明らかにすることにありますので、原案どおりの表現とさせていただきます。また、主権者としての市民の責務という論点につきましては、番号67の方の御意見と回答も参照ください。</p>

	<p>* (提言書案)は「市民の役割」としているが、権利のみの主張になっていて、とうてい役割を記述している条項になっているとはいえない。全面的に修正が必要と考える。</p>	
69	<p>●市民の権利は保障されるものであるが、先ず、義務と責任があり権利が行使できるのが普通であると考え。よって、条例に義務と責任についても記述すべきではないか。 (市民等および事業者についてもその活動の範囲におけるものは同様である。区域内の行政が行う町づくりに順法し、協力・共生することによって個が認められると考える。)</p>	<p>●市民は、市に権限と財源を信託する主権者であり、この意味では、市と市民は「信託する一負託される」関係にあります。この条例の趣旨は、主として、市が市民の信託に応えるための市政運営の原則を明らかにすることにあり、市から見て「市民がどうあるべきか」と規制することはせず、原案通りの表現とさせていただきます。また、主権者としての市民の責務という論点につきましては、番号19の方の御意見と回答、また、番号4の方のような、本提言書案が「市民を条例で縛り上げる」ものではないかという御懸念についての回答もあわせてご覧ください。</p>
70	<p>●第4条第1項 主権とは、国家の統治権であり、国家に帰属するものです。使い方が違います。</p>	<p>●国民主権という言葉は憲法にも明記され、なじみの深い言葉になっていますので、御指摘のように疑問に思われたことと思います。 『市意思決定を行う存在』を決める権利は市民にあります。また、平成8年の内閣法制局の答弁では、「地方公共団体の行政執行権は憲法上保障されている」と明確に答えています(平成8年12月6日 衆議院予算委員会)。市町村の行政権は市民の信託を権限の源としています。さらに、平成12年の分権改革によって、国と自治体とは役割は違ってもその関係は対等と位置付けられています。主権者とは、政府が行使する権限の源としての存在です。その意味では、国民は国の主権者であり、市民は自治体の主権者です。したがって、国民主権と市民主権は矛盾しないと考え、むしろ、平成8年の答弁や平成12年以来の地方分権に対応していくためにも、きちんと明記すべきと考えました。御意見者の方の御疑問が晴れるよう、市民主権という言葉が浸透していくように、たゆまぬ努力が求められると考えています。</p>
71	<p>●外国籍の市内住民は、日本国籍の市内住民と同様の権利をそもそも有していない。 故に「市民は、市の主権者」というのは、国籍に関わらず同じ権利を所有すると解釈され、とても危険な考え方である。 憲法15条1項には、 「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」とあり、ここでいう国民とは日本国籍を所有するものと解釈されている。</p>	<p>●「市民」の定義については、検討委員会としては、議論の結果、用語を定義するという事としておりましたが、市民フォーラムやパブリック・コメントを受けて、定義することで個別の条例や政策の対象としての「市民」の範囲と一致しない可能性もあることからこれらに任せ、基本条例では定義しないということも合理性があるものと考えました。したがって、「市民」の定義について、定義する場合を第1案とし、定義しないことを第2案とする両論を併記することといたしました。詳細については第3条第1案、第2案の【検討委員会での論点と本条項への思い】を参照ください。 一方、前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。 憲法92条の「地方自治の本旨」、地方自治法第14条第1項および第2条第12項によって、草津というまちの課題について市民の意思の表出をどのような制度で受け止めるかについて、憲法と法令を草津市が自ら解釈してその範囲で規定していくことができるものと考えています。</p>
72	<p>●P7市民の役割ですが、前文にある条例趣旨から、第4条は逸脱しているように思えます。市民の自由な領域である市民活動については、この条例の範囲外としているので、条例に掲げるのは合致しないように思います。むしろ、市民は「市」にどのように対するのか、「信託」とはどういうことか、あるいはこの条例が「基本原則」であることをどういう形で共有するのかといったことを明記すべきではないでしょうか。</p>	<p>●市民の信託がいかなるものか、市民がどのように信託するかを、この条例の各項目で明らかにしています。例えば、市民の市政参加や情報公開などによって、市民の意見がよりよく市政に反映されること、市政運営の基本方針が守られるよう求めていくこと、こうしたことが市民の信託の実体化であると考えています。</p>

第2節 議会の役割 (7件)

番号	意見	検討委員会の対応
----	----	----------

73	<p>(修正案) 第5条 議会の役割</p> <p>●1 議会は市民の信託に基づく立法機関として市民の代表によって構成され、……する。 ——個所削除：当り前のこと、立法機能だけではない。監視、検査機能、自治推進もある。</p>	<p>●地方自治法第14条第1項において、自治体には法令に反しない限りの条例制定権があることから、立法機関としての議会の役割を明らかにすべく、このように表現いたしました。ただ、御指摘を踏まえ検討した結果、議事機関としての議会を踏まえつつ、立法機関としての役割を示すため、「立法機能を備えた議事機関」として表現することとしました。</p>
74	<p>●『立法機関』は立法権を有する機関、すなわち国会、立法府の意であり、市議会は市において立法機関の役割を担っているが、立法機関という語をそのまま使うことは日本語の意味として不適切である。</p>	<p>●地方自治法第14条第1項において、自治体には法令に反しない限りの条例制定権があることから、立法機関としての議会の役割を明らかにすべく、このように表現いたしました。ただ、御指摘を踏まえ検討した結果、議事機関としての議会を踏まえつつ、立法機関としての役割を示すため、「立法機能を備えた議事機関」として表現することとしました。</p>
75	<p>(修正案) 第5条第5項 議会の役割 【】追加</p> <p>●「議会は、前各項に規定する内容の充実を図るための法務および調査研究活動【、公聴会等の市民参加などの改善】に努めるものとする。【必要な事項は、別に条例に定める。】」にしてはどうか。</p> <p>市民参加の現時点の制度化が議会であるが、議会は選挙と傍聴以外での市民参加の制度はあまりなく議会と市民の距離を縮めていく必要がある。議会独自で議会基本条例の議論を通じた改善は今後、考えられていくと思うが、【公聴会等の議会への市民参加】の文言は入れてもいいのではないか。</p> <p>平成20年に制定されている「草津市議会議員政治倫理条例」や後に議論される可能性のある議会基本条例を念頭に、【必要な事項は、別に条例を定める。】の文言を入れておいてもいいのではないか。</p>	<p>●検討委員会も思いを同じくしているところではありますが、議会改革についての議会自身の議論が活性化していることを踏まえて、議会基本条例や個別の改革項目については、本条例には盛り込まず、今後の議会改革や議会自身の議論に委ねることとしています。</p> <p>地方分権によって、二元代表制の一翼を担う議会の役割は大きくなるべきと期待しており、本条の趣旨が今後の議会改革に活かされていくことを検討委員会としても強く期待していることを【検討委員会での論点と本条項への思い】のところに改めて明記しました。</p>
76	<p>●議会は、市民の信託に基づく立法機関としてとあるが、市民は市や市長および議会に信託したとは言えないと考えています。</p> <p>その他にも信託とされているところを、変更した方が良いのではないかと考えています。</p>	<p>●市政に対する市民の「信託」とは、一定の手続きを経て、市政運営とそのために必要な権限と資源を負託することによります。市長や議会を市民が直接選ぶ選挙は、まさにこの「信託」の最も根幹となる制度であります。また、市民の市政への参加や情報公開、総合計画や持続可能な行政運営は、この「信託」に応える市政運営のために求められます。市長や議会が市政を運営するのは、まさに市民の「信託」によるものと考えています。</p>
77	<p>●ギ会を立法機関と第一義的にうたっているが、現状、ギ員立法の実績がほとんどないところで、この文がどういう実行力をもつのか不明確。「何も立法などしていないではないか」と非難をうけたら、どういった回答をするのか。責任はあるのか。</p>	<p>●草津市のあらゆる条例は議会の議決を経て策定されます。したがって議会は、市における「市の立法機関」と考えています。ただ、御指摘を踏まえ検討した結果、議事機関としての議会を踏まえつつ、立法機関としての役割を示すため、「立法機能を備えた議事機関」として表現することとしました。</p>
78	<p>●「開かれた」「わかりやすく」「速やか」は抽象的。現状のテープ非公開、インターネット中継の在り方の問題性、ギ場の席順問題など、ギ会の非難がある中、何らかの実行力のない形容詞であり、「明らかにする」と言っても、明らかにされなかったとき、どういった対応がはかれるのかがまったく不透明。</p>	<p>●基本条例は基本原則を記すものであり、その原則がどのように具体化するかは、基本条例の原則を踏まえた個々の条例や日常の市政運営とそれを通じた原則の検証によって決まってくるところです。議会が基本条例の趣旨をどのように具体化するかについては、議会改革についての議会自身の議論が活性化していることを踏まえて、今後の議会改革や議会自身の議論に委ねることとしています。</p>
79	<p>●【論点】にて</p> <p>「ギ会自身のギ論に委ねる」のはおかしいのでは？お手もりになるだけではないでしょうか。二元代表制の柱が生かしきれず、ギ会への信頼が失われつつある現状において、議会に丸投げする姿勢にギモンを持ちます。また、さきほどもあったように、もし、ギ会条例と本条例のイチ関係はどう解釈されるのか。法的な問題がのこるのではないだろうか。</p>	<p>●市政の意思決定を行うのは、市民の信託を受けた議会の役割であることを踏まえ、今後の議会改革や議会自身の議論に委ねることとしています。地方分権によって、二元代表制の一翼を担う議会の役割は大きくなるべきと期待しており、本条の趣旨が今後の議会改革に活かされていくことを検討委員会としても強く期待し、関心を寄せています。</p>

第3節 市長の役割 (6件)

番号	意見	検討委員会の対応
----	----	----------

80	(修正案) 第6条 市長等の役割 ●市長は、市民の信託に基づく市の代表として、この条例・・・ならない。 ——個所削除：当り前のこと、記述するまでもない。	●市政の基本原則として踏まえるべきことを書くという条例の目的から、御指摘の部分については必要だと判断しました。
81	(修正案) 第6条 市長等の役割 ●平成17年に制定されている「草津市長の政治倫理に関する条例」を念頭に、「第6条 市長は、市民の信託に基づく市の代表として【の政治倫理を確立し】、この条例の理念および制度を尊重し、誠実に職務を遂行しなければならない。」にしてはどうか。	●市長に求める政治的倫理は、「この条例の理念及び制度を尊重」することであり、条文の表記と重なるところとなりますので、現在の表現とさせていただきます。
82	(修正案) 第6条 市長等の役割 ●「人材育成【と配置】に取り組まなければならない。」にしてはどうか。市長の交代で特に大幅に配置が変わることもあったが、市民からすると一からまた信頼関係を築き直さないといけない場合もある。	●御指摘の点については、一定議論を行い、より具体的な項目として、明らかにすべきと考え、第18条第2項に示したところです。  (行政運営の質の向上) 第18条 (略) 2 市長は、組織運営、業務執行ならびに人事体制の在り方の向上による効果的な行政運営に努めなければならない。
83	●第6条全般 こんな出鱈目な条例を尊重する必要はありません。市長の権限を軽視しすぎである。	●自治体は、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体に関する法令を解釈し、運用する責任をもつこととなりました。 地方分権の時代であるからこそ、二元代表制の一翼を担う市長の役割は重要なものであり、市政運営の原則をしっかり謳い、それにもとづいた市政運営を進めることが市民の信託を受けた市長としての責任であると考えます。
84	●そもそも、市長等の役割とあるが、条例化せずともしなければならない基本的な事ばかりであります。それをあえて明記しなければならないほど、現状は出来ていないという事なのでしょう。 また、第6条2項で、毎年度市政運営の方針を定めるとあるが、具体的な定めるプロセスと時期についてはどのような形になるのでしょうか。予算編成方針など、市政運営にかかわる、その時期その時期の方針決定はなされていると考えていますが、そのこととの整合性は行われるのでしょうか。	●市政の基本原則として踏まえるべきことを明らかにするという条例の目的から、御指摘の部分については必要であると判断しました。
85	●「報告」のけいたいについてネットで公表すれば報告したとするふうちようがある。何をもちて報告とするのか。ギ論のあとがみられない。	●市政情報の報告形態につきましては、公告やインターネット、公報、広報紙、町内回覧などが挙げられますが、市側の報告手段という見方から、受け取る側が入手しやすいような手法などを考えるべきであるという議論がなされ、第11条でその思いを謳っております。 御指摘のとおり、インターネットで公表すれば報告にかえる、という風潮があるのならば、それは市側の姿勢として改められるべきであり、まさに第11条の考え方を踏まえるべきであると考えています。

【第3章】市政の基本原則  
第1節 市民参加 (14件)

番号	意見	検討委員会の対応
86	●「市は、市民生活に影響を与える重要な条例…」とあるが、市民生活に影響を与えるかどうかを誰が何で判断するのか明確にするべきだと思うが。	●現在は、条例策定に市民参加を要する条例の基準はありませんが、この間、市民生活に影響を与えると考えられる条例については、市長の裁量により策定されてきました。 本条例は、裁量によるのではなく、重要な条例には市民参加がなされるよう明確に規定するべきと考えました。それと同時に、何が重要な条例かについては、これまでの経験やその条例の策定過程をめぐる議論によって慣習法的に基準が作られていくと考えています。 このような規定によって、重要な条例であるにもかかわらず、市民参加がなされていないと感じたときには、そのことを提起することができると考えています。

87	<p>●市民生活に影響を与える重要な条例、計画とは、例えば原子力発電所を市内に建設するとか、自衛隊基地や米軍基地を誘致するという話でしょう。</p> <p>原子力発電所で言えば、これは市を超えた国レベルのインフラ整備であり、国際的なテロ対策上の警備が必要となる事案です。</p> <p>軍事基地で言えば、国家を構成する三要素「領土、国民、主権」である「領土」を守る為の、安全保障の問題です。</p> <p>国籍を持たない人間に、このような国家の根本に関わる問題で意思決定に参加されるべきではない。</p> <p>この条例案が外患罪の幫助となった場合、市は責任を負えるのか？</p> <p>国民全員から訴えられる覚悟はあるのか？</p>	<p>●市民生活に関する重要な条例や計画等を策定する場合には、政策過程の各段階において参加の機会を設け、市民の意見が適切に反映されるように努めなければならないことを明記しています。御意見にあります市政に関する「意思決定」は、最終的には議会において行われるものであると考えています。</p>
88	<p>(修正案) 第7条 市政への市民参加</p> <p>●市は、主権者である市民の市政への参加の権利を保障する。</p> <p>* 主権者であることは前文で表現している。重複して主張する必要はない。削除すればどうか。</p>	<p>●御指摘をいただき、前後の条文との調整を図った結果、次のように修正いたします。</p> <p>「 市民は、市政への参加の権利を有する。 」</p>
89	<p>●第7条第1項</p> <p>主権とは、国家の統治権であり、国家に帰属するものです。使い方が違います。</p>	<p>●国民主権という言葉は憲法にも明記され、なじみの深い言葉になっていますので、御指摘のように疑問に思われたことと思います。</p> <p>一方、市長や議会を私たちが選挙で選ぶのは「『市の意思決定を行う存在』を決める権利」が市民にあるからです。また、平成8年の内閣法制局の答弁では、「地方公共団体の行政執行権は憲法上保障されている」と明確に答えています(平成8年12月6日 衆議院予算委員会)。市町村の行政権も、選挙によって信託される、言い換えれば市民の権利を権限の源としています。さらに、平成12年の分権改革によって、国と自治体とは役割は違ってもその関係は対等と位置付けられています。主権者とは、政府が行使する権限の源としての存在です。その意味では、国民は国の主権者であり、市民は自治体の主権者です。国政選挙と自治体選挙が別々に存在しても矛盾しないように、国民主権と市民主権は矛盾しないと考え、むしろ、平成8年の答弁や平成12年以来の地方分権に対応していくためにも、きちんと明記すべきと考えました。御意見者のかたの御疑問が晴れるよう、市民主権という言葉が浸透していくように、たゆまぬ努力がもめられると考えています。</p>
90	<p>●市政への市民参加であるが、市民等の参加は認めないという事ではないと解するが、あえてカテゴリー的に除いている理由を明確にしていきたいと考えるがいかがか。</p>	<p>●「市民」はあくまで社会の最小単位です。御指摘の内容は、法人を念頭に置かれてのことだと考えていますが、法人という所属を同じくする市民(個人)の集合だととらえ、団体としての参加を阻害しているわけではありません。</p>
91	<p>●あえて、「市政」と「市民参加」と「市政への市民参加」の区別をした場合、この条例、条文では「市政への市民参加」としています。</p> <p>第1項「市民の市政への参加の権利を保障する」とありますが、法、条例で定められた各種の市政参加は、制定時点で規定(保障)されており、この条文は、「まだ定めのない参加の権利を規定する」ということになるようです。</p> <p>それはともかく、「信託」を受けた「市」が、主権者に保障するというのは、主客逆転しているように受け止められます。</p> <p>余談ですが、「主権者である市民は、信託した市政について、市が法に則り、市民参加の手続きを経て、市政を運営することを保障する」というほうが、条例にふさわしくないですか。</p>	<p>●「保障する」とは、「責任をもって一定の地位や状態を守ること」(大辞林)という意味であるにとらえ、市の責務として、参加の機会を確保するべきという文意であり、決して市が市民より上位にあるという立場には立っていませんでしたが、御指摘を踏まえ、文章表現を検討した結果、よりわかりやすく、また第10条、第13条との表現上の整合を図り、以下のように修正することといたしました。</p> <p>「 市民は、市政への参加の権利を有する。 」</p>
92	<p>●第2項「市政に参加しないことを理由として、不当な扱いを受けることがない」とありますが、その前提としてのP12の1行目にある「市民側の努力で積極的な参加は進められていくべきである」(条例に載せないこととした市民の責務?)をいう趣旨を、条例に明記していないので、拡大解釈を生んで、日常的な業務(ゴミの分別など)に市民の協力が得られなく怖れがあります。さらに、町内会活動などにも、こ</p>	<p>●市は、大きな権限を有する存在であり、その権限の行使の仕方によっては、市民に大きな不利益が生ずることがあります。本来、市民の自主性にもとづく権利の行使である市政への参加が、市のもつ権限の行使に影響された動員による「参加」にならないように、本条項は必要であると考えています。</p> <p>ただ、正当な権限の行使やルールの遵守をめぐる過大解釈については、本委員会の中でも懸念がありま</p>

	<p>の条文は影響を与えたいと思います。</p> <p>「市政」を下の「解説」にある「市民参加」と書き変えてもいいのですが、このような権利の侵害が心配されるケースを想定して、権利擁護のために規定する定めを、市民活動に積極的でない方のために、条文化することは、不要だと思います。</p>	<p>した。御指摘をいただいて改めて検討し、【検討委員会での論点と本条項への思い】に追加することといたしました。</p>
93	<p>(修正案) 第8条 審議会等の設置</p> <p>● 項追加</p> <p>3 市は、審議会における委員の意見、議論の内容、集約過程を市民等に速やかに公開しなければならない。</p> <p>*従来の審議会は、ともすれば形骸化している。審議会開催が成案等の道具となりかけている。言い訳のように利用されている面もある。審議会で意見が出ても、事前調整に押し切られている。出た意見を反映するような雰囲気がない。参加がむなしと感じるが役目上参加しているのがほとんどである。</p> <p>したがって、審議会の状況を市民に開示し、適正に機能するようにしていく事が望まれる。</p> <p>(市政に参加すればするほど痛切に感じる。学識者の考えを尊重するのはよいが、自治の経験は？実体験に疑問を感じる。)</p>	<p>●御指摘の点については非常に重要だと考えています。この条項については、市民参加における審議会を規定するものであり、御指摘の内容は情報公開の内容にかかる部分であると考えています。また、市は、市民の意見をどのように反映したかについて審議会だけでなく、多様な市民参加について示すべきものと考えています。第11条でその意図を明らかにしたものです。</p> <p>また「*」で記述されておられる審議会の形骸化の危険については、委員会でも議論となり、審議会が議論によって多様な市民の意見を集約する役割を果たすよう、十分な期間をもつべきことを第8条で示しています。</p>
94	<p>(修正案) 第8条 審議会等の設置</p> <p>●草津市行政システム改革など最終的に提言の進捗状況を評価する委員会や市民会議ができたのを踏まえて、「第8条の2・・・努めなければならない。【市は、その提言がどのように反映されたか明らかにしなければならない。】にしてはどうか。</p> <p>●審議会制度における透明性の向上・運営の適正化に向けた見直しを進めていることから、【市は、審議会において透明性が確保されているか、また、目的に適合した運営がなされているか、常に改善し、適時、改善状況を公開することとする。】の条項も入れてはどうか。</p>	<p>●御指摘の点については非常に重要だと考えています。この条項については、市民参加における審議会を規定するものであり、提言等の反映や審議会における透明性の確保について、御指摘の内容を情報公開の部分に含めているものと考えています。</p> <p>また、市は、市民の意見をどのように反映したかについて、多様な市民参加について示すべきものと考え、第11条でその意図を明らかにしました。</p>
95	<p>●「委員の一部を公募」においても、国籍条項を設けるべきである。</p>	<p>●施策については様々な意見により検討される必要があります。前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、委員会では、「草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要がありますことは、冒頭示した通りです。このため、国籍条項を設ける必要はないと考えています。</p>
96	<p>●委員会などの公募委員の任命について、教育委員の任命と同じように、市長の任命、議会の承認が必要だと思います。あるいは、無差別抽出した該当者のみに応募資格を与える方法がより好ましい。また、議員を委員とすることも考えられます。</p>	<p>●いただいた御意見は市民参加についての、より具体的な内容であり、これにつきましては、別途定めることとなる「市民参加」の条例にて、規定がされるものと考えており、本条例においては、詳細な記述は行わないものとします。</p>
97	<p>●幅広い市民参加を“努める”という努力ギムにおわっており、本文で現状のあて職構造に影響を与えるとは思えない。本文では“努力したけどできません”といういいわけを許してしまう。</p> <p>幅広い市民に男女共同参画の理念がオリこまれているのかギロンのあとがみられない。</p>	<p>●「市民参加」については、より多くの市民の方に市政に関わっていただくことができるよう、努めることを謳っています。これにつきましては、別途定めることとなる「市民参加」の条例にて、規定がされるものと考えており、本条例においては、詳細な記述は行わないものとします。市民参加に関する条例の策定に当たっては、公募の市民委員や検討委員会の公開が行われると想定されます。市民の積極的な参加と発言を強く期待するところです。</p>
98	<p>●第9条第5項 意味不明です。何を企んでいるのですか。</p>	<p>●平成12年の地方分権改革以降、自治体としての草津市の役割が大きくなり、自治体としてできることが広がってきています。</p> <p>本条例では、市は、市政への市民参加の権利を保障し、市民参加がより充実し、実効性あるものになるよう努めることを明記していることから、この条例により市民参加をさらに推進していくものであると考えています。</p>
99	<p>●重要な計画や審議会等についての市民参加の機会を設けていただく事に異存はありませんが、一部の特</p>	<p>●御意見については、意を同じくするところです。本条例では、市政運営の基本原則を「市民参加」「情報</p>

<p>定な市民参加とならないような参加機会についての仕組みが必要だと考えています。さらに、そのプロセス等は別途条例化するとあるが、その具体的な市民参加を明確化する必要があるのではないのでしょうか。市民参加とは単に委員の中に市民代表を加えるだけでなく、途中経過の公表やその都度の不特定多数の意見を集約する必要があると考えるが、その手続きが明確にされていないとなると、前2条を含めて形骸化するだけだと考えるがいかがか。</p> <p>また、別途条例をいつまでに定めるのが明記されていないとなると、結局本条例は最高規範といいつつも守られる事は少ないと考えるがいかがか。</p>	<p>公開」として謳っております。具体的な内容については、別の条例に委ねますが、基本的な考え方や姿勢は、本条例にて謳っているものと考えています。当委員会においても、本条例の理念を柱として、市民参加についての具体的な制度が作り上げられることを期待するものです。</p>
---	---

第2節 情報公開 (10件)

番号	意見	検討委員会の対応
100	<p>●知る権利と後に出てくる第13条の個人情報保護との境界を明確化する必要があると考えるが、その点についてはどう考えていくのかが示されていないように思うがいかがか。</p>	<p>●御指摘のとおり重要だと考え、第13条第3項を設けたものです。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第13条 市民は、自己の個人情報が適正に扱われる権利を有する。</p> <p>2 市は、個人情報を保護し、適正に扱わなければならない。</p> <p>3 市長は、個人情報の適切な取扱いについて、<u>審議する機関を置く。</u></p> <p>4 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>
101	<p>●情報開示について、とくに現状のろく音テープの在り方(市民との会話テープは公文書として開示、しんぎ会ギ会のテープは非公開といている現状)、ギジロクの定ギ、運用(全てテープおこしかがいののみか)が問題視さえている中で本文で解決できるのかギモン。</p> <p>又、不存在不公開決定後のイギ申立てについて何ラ規定がなく、申立てが棚ざらしにされている現状を踏まえてると、情報公開に関して、もう少しふみこんだ規定が求められる。(現在、草津市ではイギ申立に関する手続きが確立しておらず、意見陳述のキ会の保障などの在り方が流動的かつ作為的。申立人に対する権利保障がされていない。この本文のみでは、そこまでふみこんだ発想がかんじられない。本条例をもって、上記のきまりを要求できる力があるのか)</p>	<p>●検討委員会でも、議事録の作成については明確な規定はなく、情報公開を求めても議事録がない可能性があるという意見がありました。審議会等の議事録については、市民にとって重要な市政運営上の情報であり、その迅速な公開についても明記することとしています。また、市では「公文書管理システム」により公文書が管理されて運用されていますが課題もあり、条例化することで公文書管理の徹底が図られることを期待しています。</p> <p>また権利の救済については、第23条で規定しています。</p>
102	<p>●第12条3項</p> <p>「別の条例で定める」として情報公開条例で運用できると補足にあるが、現状の法体系のひずみが噴出している中、より高次で実体的な論点が求められているのにギロンのあとがみられない。</p>	<p>●市政の公開情報については大変重要であると認識しており、真摯に議論を重ね、本検討委員会で検討すべき点については議論を尽くしたものと考えています。</p> <p>今後のさらなる議論に期待します。</p>
103	<p>(修正案)第11条 政策過程全体の情報共有</p> <p>●2項は不要。1項と主旨は同じ。</p> <p>5 市は、審議会における委員の意見、議論の内容、意見の集約過程を市民等に速やかに公開しなければならない。</p> <p>*従来の審議会は、ともすれば形骸化している。審議会開催が成案等の道具となりかけている。言い訳のように利用されている面もある。</p> <p>審議会でも意見が出て、事前調整に押し切られている。出た意見を反映するような雰囲気がない。参加がむなしと感じるが、役目上参加しているのがほとんどである。</p> <p>したがって、審議会の状況を市民に開示し、適正に機能するようにしていく事が望まれる。</p>	<p>●第1項では、政策過程全体の透明化、すなわち市政の透明化について明記し、第2項では、透明化された情報提供の公開の在り方について規定しています。</p> <p>また、第5項では、審議会等の会議の公開のみならず、その会議における議事内容についても市民等に迅速に公開することを明記しており、御意見の審議会における委員の意見、議論の内容、意見の集約過程も議事内容に含むものと認識しています。</p> <p>また「*」で記述されておられる審議会の形骸化については、委員会でも議論となり、審議会が議論によって多様な市民の意見を集約する役割を果たすよう、十分な時間をもつべきことを第8条で示しています。</p>



104	<p>●政策過程全体の情報共有について、努力規定として明記されていると考えるが、第2項で各段階における正確な情報とあるが、各段階そのものが基準的に示されるものではないと考えるがいかがか。</p> <p>政策立案する段階として、全てを透明化することが、逆に市民混乱を招く事も想定できるが、例外的な運用は0であると考えなのか、限りなく0に近いと考えるのか、あくまで努力規定であり努めるだけで良いと考えているものなのか…検討委員会としては、例外規定は0であると考えていたとしても、実運用上の自治体としても同様に考えていくつもりであるのか、具体的な施行後の姿が見えていないと考えるがどうか。</p>	<p>●市政情報には個人情報のほか、意思形成過程の情報など、公開することが妥当でないものも当然に含まれます。情報公開条例と個人情報保護条例、またこれらが基本条例の趣旨を踏まえて運用されることで、御懸念は解消しようと考えています。また、委員会では市職員も委員として参加し、本提言書案の内容が実務においても実践されるべきことを確認しながら策定を進めたところです。</p> <p>ここでは、情報共有についての原則論を掲げ、市政に関する情報の在り方について述べているものです。</p>
105	<p>(修正案) 第13条 個人情報の保護</p> <p>●全部不要</p> <p>*個人情報保護は、自治体基本条例では、法令を順守することを謳えばよい事である。それ以上の事は必要ない。「草津市個人情報保護条例」により保護されている。</p>	<p>●基本条例で、「個人情報の保護」規定を設ける理由については、市民の関心も高く、市政の基本的な制度として重要であることから、条文化しているものです。</p>
106	<p>●自己情報の定ぎ、かかる権利保障が不明確ではないか。</p>	<p>●「草津市個人情報保護条例」の規定によって、御懸念の部分は明確になっていると考えています。</p>
107	<p>●市議会がテキカクに機能していない。現状の中でその責任性が不明カク。</p>	<p>●議会の役割については、本提言書案第5条および【解説】【論点と意思】、また番号73から番号76の方への回答でお示ししたとおりですが、御指摘のような御意見が議会によって受け止められ、議会としての権能を活用し、基本条例にある役割を一層果たすことにつながってほしいと願うところです。</p>
108	<p>●テキセイに条例が運用されていないと思ったときに相談する窓口がない。権利保障の根拠が乏しい。</p>	<p>●「条例の検証と改正」に関しての御意見であるかと思えます。条例の検証が必要であるということは、御指摘のとおりで、第31条に明記したところですが、検証の手法などについては、今後、施行まで予定される個別条例との調整や市と市民のさらなる議論に委ね、ここでは、検証の必要性のみを謳うこととしています。</p>
109	<p>●情報公開についても、外国人への情報公開が保障されてしまいます。外国人がスパイなどの場合に問題があります。</p>	<p>●現在においても「草津市情報公開条例」を運用し、市政情報は市民等に対して公開されてはいるものの、ここでは政策決定の報告のみならず政策過程の各段階の情報についても「知る権利」があり、そして市にはそれを説明する責任があるとしております。</p>

【第4章】市政運営  
第1節 総合計画 (1件)

番号	意見	検討委員会の対応
110	<p>(修正案) 第14条 総合計画</p> <p>●5 市は、市長の任期ごとに基本計画の達成度の中期評価・検証を行い、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>*基本計画はマニフェストの受け皿ではない。マニフェストの実行にあたっては計画との整合性もしくは優位性を検証し、議会の議決による財政の裏付けが必要である。</p> <p>*市政は、よほどの社会変化がない限り(予測されない限り)、長期的に安定した方針・理念に基づいて行われるものである。その具体的かつ中期の推進を定める基本計画を、市長が交代するたびに策定しなおすことは、市政の継続性を損ない、住民の為の行政の手法としては適切でない。市長が交代するたびに計画変更があるようでは行政に対する信頼を失う。住民参加のまちづくりの意欲を減退させることにもなる。</p> <p>・計画は実施状況を評価し、次へ反映していくPDCAのサイクルを回すことにより、計画的かつ継続した取り組みが行えるものである。市長の方針はその過程で反映していけばよい。</p>	<p>●総合計画について、今年度から新たにスタートしている第5次草津市総合計画においても、目指すべき将来像を定めた長期の基本構想と、基本構想の実現のための中期の基本計画によって構成されています。</p> <p>今日「マニフェスト選挙」と言われるように多くの市長がマニフェストを掲げて当選をする中で、そのマニフェストと総合計画の関係を明確にする必要があると考え、御意見のとおり長期ビジョンを考えると、草津市民からみたまちのビジョンであり、長期ビジョンをふまえた市政の実施と、市長のマニフェストを織り込みながら、総合計画の基本計画を作っていくために、第5項では市長の任期にあわせて策定することを明記し、第6項では、市が行う政策については、原則として、総合計画に基づくべきであることを明記しています。</p> <p>また、現行の地方自治法どおり、基本構想を議会での議決事項とすることとしていますが、選挙の度に掲げられる市長のマニフェストと連動される基本計画の策定や、その見直しについても、議会も参画すべきであると考えており、地方自治法第96条第2項の議会の議決については、議会でも議論いただきたいと考えています。</p>

<p>8 市は、計画期間終了時点他、必要な場合は見直しの事由について議会の議決を得て総合計画を見直すことができる。</p> <p>*安易な見直しを規制しておく必要がある。</p>	<p>なお結果的に、現行の地方自治法どおり、基本構想を議会での議決事項とすることとしましたが、選挙の度に掲げられる市長のマニフェストと連動される基本計画の策定や、その見直しについても議会にもしっかりと参画してほしいとの期待があることから、条文中に議会の思いを入れ込むことは歓迎するものです。</p> <p>「*」で記述された見直しについてですが、委員会でも、「安易な見直し」を制御すべきという意見、逆に「よりよいものに変えていく」道を広げるべきとの議論になり、第31条2項において「何のために変えるか」ということを明記し、「安易」を制御しつつ、「条例の目的のよりよい実現」のため変更することができることを示しました。</p>
---	--

第2節 執行体制 (11件)

番号	意見	検討委員会の対応
111	<p>(修正案) 第15条 財政運営</p> <p>●昭和30年に制定されている「草津市『財政事情』の作成及び公表に関する条例」を念頭に、「第15条の2 市長は、【条例に基づき】、予算編成状況および決算状況を、市民等に分かりやすく公表しなければならない。」にしてはどうか。</p>	<p>●御意見の「草津市『財政事情』の作成及び公表に関する条例」では、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3の規定により条例制定を行い、毎年7月および12月の2回において、「財政事情」を公表することとしております。</p> <p>しかしながら、例えば、予算編成状況については、その過程が市民にわかるようホームページで公開しており、また、市の予算書という形で冊子を発行しているなど、上記の条例に基づくだけでなく、幅広く市民等に分かりやすく公表していくものとしています。</p> <p>現在の予算編成状況および決算情報の公開は、御指摘の条例に基づかれています。さらにわかりやすい情報公開が進められるべきと考えています。</p>
112	<p>(修正案) 第16条 施策評価</p> <p>●市長は、市政の課題に対する政策の達成度を評価し、市政運営に反映させるとともに、市民等に公表しなければならない。</p> <p>*成果を評価するのでは無い。政策の目標に対する達成度を評価し、サイクルを回すことで所期の目標を達成すること。</p> <p>・市民等への公表はサイクルが回されている事を含めて行うことが必要。状況がよく解かり安心できる。</p>	<p>●この条では、御意見のように市政の課題に対する政策と定義してはおりませんが、総合計画で位置付けられた施策が効果的であったのかを評価し、市政運営に反映していくものとしております。総合計画が体系的に市政の課題に対応する行政計画として機能するよう規定していることは、第14条以降をご参照ください。</p> <p>御意見にもありますように、「評価を市政運営に反映させる」ために、「サイクルが回されていること」も含めて市民等に公表していくものとして考えています。</p>
113	<p>●市政評価と公表について明記されていますが、そのサイクルやスパンについては明記されていません。そのなかでの本条例の運用はどういう姿になるのかが見えてきていないように思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>●基本条例の性質から、市政の仕組みと運営の基本原則を記すため、具体的な記述はしていませんが、行政評価については常に行っていくべきものであると考えています。その具体的な方法については、行政評価の手法自体を継続的に改善していく必要もあると考えているため、本提言書案ではこのような記述になっています。行政評価のサイクルを含めた手法の詳細について、今後、検討、改善、公開が進んでいくことを期待するものです。</p>
114	<p>●”公表”の定義は？不めいかく。</p>	<p>●「草津市『財政事情』の作成及び公表に関する条例」では、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3の規定により条例制定を行い、毎年7月および12月の2回において、「財政事情」を公表することとしております。</p> <p>例えば、予算編成状況については、その過程が市民にわかるようホームページで公開されており、また、市の予算書という形で冊子を発行するなど、上記の条例に基づくだけでなく、幅広く市民等に分かりやすく公表していくことが望まれます。</p>

115	<p>●ここで、初めて市民等との協働が出てきましたが、市民同士の協働も含めたまちづくりもあると考えています。冒頭に市民の自主的参加は含まない条例であるといいながら、矛盾する事になるのではないかとありますが、いかがでしょうか。また、本当に協働等を含むと考えていくのであれば、冒頭の条例の組み立て方を再考しなければならないと考えるのがいかがか。</p>	<p>●まちづくりにおいては、市民・議会・行政のすべての人が関わることが普遍的な原理原則であります。市の立場として、市民との関係性における「協働」について一定踏み込んで明記していますが、市民のまちづくりの領域にまで踏み込んでいるわけではないことから、本条例においては何ら矛盾するものではないと考えています。</p>
116	<p>(修正案) 第19条 法務原則</p> <p>●昭和29年に制定されている「草津市公告式条例」を念頭に、「第19条の4 市長は、条例等、訓令および要綱を体系的にまとめ、【条例に基づき】、公開しなければならない。」にしてはどうか。</p>	<p>●「草津市公告式条例」については、市が設置している掲示板に、公告すべき内容を掲示するということが謳っていますが、掲示のほか、ホームページや回覧など、公開するための手法は様々であることから、ここでは、「条例に基づく」のではなく、あくまで、原則論を謳うこととしています。</p> <p>【参考】 草津市公告式条例（昭和29年10月15日 条例第1号） (趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項および第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p>
117	<p>(修正案) 第19条 法務原則【論点】</p> <p>自治体行政には……自治体の法令自主解释权が認められました。したがって、市の政策目的を実現するため、「自治事務」「法定受託事務」の処理に必要な自治立法を積極的に行う必要があります。</p> <p>* (提言書案) のP22の記述は誤解を招く恐れがある。削除もしくは修正が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>……法令を市の責任において解釈・運用する……」と記述されているが基本条例の上位の法令までもが対象とすることになり、「憲法ほかの上位法律をもこの条例に基づいて解釈しても良い」と捉える事ができる。</li> </ul> <p>この様に判断できる記述である。何びとも上位の法律を侵してはならない。</p> <p>* 法令の自主解释权について (参考資料) (公共経営研究所 鈴木貴裕記述のHPより抜粋)</p> <p>1 平成11年の「地方自治法」改正に伴い、国の事務と地方自治体の事務について整理がなされ、国が直接行う事務以外の多くの事務が、地方自治体に移譲され「自治事務」となった。また、地方自治体そのものに実施を委任する「法定受託事務」という形態に切り替えられた。おおむね「地域における事務」に含まれると考える必要がある。</p> <p>2 地方自治体は、法令に基づいて事務を行っているが、それだけでは地域の課題を解決するのに不十分であると考えられる場合には、憲法第94条により付与された自治立法権を行使し、新たに「条例」を制定し、これに基づいて独自の施策を展開することが出来る。</p> <p>ただし、「条例」は、当然国の法秩序の中に位置づけられるものであることから、①その地方自治体が処理すべき地方的利害にかかわる事務を規律の対象とし、かつ、②法令の規定に抵触しない内容を定めるものでなければならないという、二つの限界を持っている。</p>	<p>●御指摘にある法令の自主解释权と同様に、条例制定権も拡大しました。また、平成8年の内閣法制局の答弁では、「地方公共団体の行政執行権は憲法上保障されている」と明確に答えています(平成8年12月6日 衆議院予算委員会)。</p> <p>地方分権の進展により、自治体の条例制定権および憲法や法令などについて、草津市が法令解释权を持つことになったことを踏まえ、法務原則を策定すべきと考え、このように表現しています。</p>
118	<p>●第19条</p> <p>条例は法律に優先しません。最高規範性の根拠もありません。なぜ、行政が進んで法律を無視するような条文を作るのですか。何か企みがあるのですか。本末転倒です。</p>	<p>●地方自治法第2条第12項で地方公共団体は、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体に関する法令を解釈し、運用することとなっています。この条例に照らして法令を解釈することは、法令を無視することや法令に反することではなく、あわせて地方自治法第14条第1項では、法令に反しない限り条例を制定することに鑑み、法務原則が必要と考え、本条を設けております。</p>
119	<p>●市民への法務支援の具体性は？別条例等で明カク化がなされるのかギモン。条文で何が担保されたのか</p>	<p>●市民への法務支援については、現在、市民相談室において「法律相談」を開催され、市民の相談に対応</p>

	説明に乏しい。	されています。また、「法律相談」ではなく、具体的な法務に関する相談にも対応することの重要性を謳ったものです。
120	(修正案) 第20条 法令遵守 ●平成21年に制定されている「草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例」を念頭に、【第20条2項として、法令順守に関して必要な事項は、別に条例で定める】にしておいてはどうか。	●御指摘を受け、第20条第2項として、下記内容を追加いたします。  「法令遵守に関して必要な事項は、別に条例で定める。」
121	●本条例も含め罰則のない条例に対する違反があった場合、結局市民はどんなアプローチがとれるのか。とくにギ決に関して条例違反のギ決が行われた場合の対処法の術がない。本条例をもって、ギ会の暴走を防ぐ実行力がない(前述の「ギ会自身のギ論に委ねる」由の論調は、本委員会の限界を露呈していると思う。	●本条例では、「条例の検証」ということで、市政運営が本条例に基づき行われているかを検証する制度の必要性について謳っています。具体的な制度の内容につきましては、さらなる議論に委ねるものとします。また、「議会の暴走を防ぐ実行力がない」との御意見ですが、当委員会では、議会自身のルールということ、「議会基本条例」の制定について期待しており、折しも、当検討委員会と同時に、市議会でも特別委員会を発足されたことから、議会の議論が活性化しているとの認識のもと、議会に関する条項などについては、議会自身の議論に委ねるものとしたものです。

【第5章】危機管理 (3件)

番号	意見	検討委員会の対応
122	(修正案) 第24条 危機管理 ●平成19年に制定されている「草津市犯罪のない安全なまちづくり条例」を念頭に、【第24条の6 危機管理に関して必要な事項は、別に条例で定める】にしておいてはどうか。	●ここでの危機管理は、犯罪に特化したものではなく、災害などの不測の事態を想定したものです。危機管理に関する、市や市民の対応についての基本原則を謳っているものです。御意見のように、犯罪への対応についても、市と市民が連携して取り組むべきであると考えています。
123	●第4章までは、市政の基本的な事項だと思いますが、第5章 危機管理については、重要ですが行政施策の1分野ではないのでしょうか。「市民の信託に応えるための基本原則を定める」(第1条)ものであり、市政の基本的な手続き、仕組み、運営原則をこの条例は定めるといのが主旨ではないのでしょうか。個別の方向をもつ分野は、この条例とは別のものと思います。	●基本条例で、第5章において危機管理の規定を設けることについては、市民の生命、身体および財産を守るために、地震、台風、近年ではゲリラ豪雨などの突発的な自然災害等、不測の事態に市として備えることの重要性について議論がなされ、市民の関心が高いことや市民側にも緊急時の対応について相互扶助等の協力が必要であることなどから、敢えてその取扱いの重要性に鑑み条文化しているものです。
124	●危機管理についてのべられていますが、この条立てだけかなり具体的に明記されているように感じます。阪神淡路の震災時以降、自助、共助の考え方は全国に広まったとは思いますが。そうした役割を明確化する事は理解しますが、他の項目と比較しても明文化するほどのバランスが見受けられないと思いますがいかがでしょうか。 私としては、この条立てが唐突過ぎるような感じがしています。	●危機管理については、災害等不測の事態にどう対応するか、まさに危機的状況にあたっては、市のみの対応では限界があると考えました。不測の事態を規定する必要から、一定、日常的な市政運営について表記している部分とは、表現などが異なっています。

【第6章】まちづくりにおける協働 (7件)

番号	意見	検討委員会の対応
125	●第25条に、「人権尊重」を明記できないでしょうか。 第26条2項にそのようなことが書かれているようには思いますが、はっきりと明記することで人権尊重精神がうかがえると思いますが。	●前文では、解説にもありますように、「さまざまな個性ある市民が、互いの存在と権利を尊重しあいながら、暮らしや活動の中で力を合わせて連携し」という一文は、あらゆる人々の基本的人権の尊重を意味し、それが可能な平和な社会をつくることを示しています。
126	●第4章までは、市政の基本的な事項だと思いますが、第6章まちづくりにおける協働については、重要ですが行政施策の1分野ではないのでしょうか。「市民の信託に応えるための基本原則を定める」(第1条)ものであり、市政の基本的な手続き、仕組み、運営原則をこの条例は定めるといのが主旨ではないので	●市では、まちづくりにおける協働に関して、平成20年に、「草津市協働のまちづくり指針」を策定しており、また、今年度からスタートしている第5次草津市総合計画においても、協働のまちづくりの基盤強化が謳われており、これらのまちづくりにおいて、協働の視点が不可欠であることから、その重要性

	しょうか。個別の方向をもつ分野は、この条例とは別のものと思います。	に鑑み条文化しているものです。
127	<p>(修正案) 第25条 市民等との協働</p> <p>●提言書案のとおりでよいが、項を追加すればどうか。</p> <p>3 市長は地域内分権を推進し協働のまちづくりに関して必要な事項は、別に条例で定める。(第26条への追加でも良い)</p> <p>*安定継続した市政運営のため地域内分権を推進し、住民主体で地域の特性を生かしたまちづくりを行うのに必要な基本的な事項を定め、支援することを明記する。</p>	<p>●地域内分権については、取組みが始まったところであり、その推進には、何よりも地域とそこに住む市民の自主性が重んじられることとなります。地域によって事情や考え方が違うこともあり得ることから、どのように具体化していくかについては、まだ見えないところもあることから、ここでは書き込むことはできないと考えています。</p>
128	<p>(修正案) 第26条 協働の推進</p> <p>●平成20年によく「草津市協働のまちづくりの指針」を策定したが、結局、協働のまちづくりに関係する事業はどれでどのように適用されたのか、その進捗状況が共有できていないため、この指針が機能しているのか不透明のように思われる。「草津市協働のまちづくりの指針」でも「進捗状況を検証し、見直す」という文があるけれども、それができていない状況が続いている。そこで「第26条の1 市長は、まちづくりにおける協働に関する基本的事項を整備【し、その進捗状況を公開】するものとする。」にしてはどうか。</p>	<p>●市民との協働については、まちづくりにおける市としての基本姿勢を謳っていますが、あえてここでは進捗状況までも謳うことはせず、進捗を支えるべき基本原則を記しています。「草津市協働のまちづくり指針」をより具体化したものが現在検討されている段階であり、その議論に委ねるものです。</p>
129	<p>(修正案) 第26条 協働の推進</p> <p>●提言書案の通りでよいが、項を追加すればどうか。</p> <p>4 市民等は、市が行う地域内分権の推進に協力し、協働のまちづくりに参加するように努めるものとする。</p> <p>*協働は市と市民がパートナーシップの精神で行うものであり、自分たちのまちづくりに関して、市民にも一定の努力が求められてしかるべきである。 一方的な関係を求め、権利のみを主張しては出来るものもできなくなる。</p> <p>*【検討委員会での論点と本条項への思い】の地域協議会に関する認識を修正してもらいたい。 ・「<u>地域協議会</u>」は、H16年の草津市行政システム改革行動指針を受けた「<u>草津市協働のまちづくり指針</u>」の目指す地域内分権を推進のための組織で、地域を包括した新たな自治の仕組みで、地域を代表するものと位置付けている。</p> <p>基本条例と検討時期が重なったため意識のずれが生じたものとする。</p>	<p>●御指摘のとおり、まちづくりに関しては、さまざまな人々の活動によって成り立っているのですが、本条例では、多種多様な市民同士のまちづくりの領域には踏み込まず、あくまで市としての基本姿勢を謳うべきであるとの趣旨から、このような表現となっています。</p> <p>また、地域内分権については、取組みが始まったところであり、その推進には、何よりも地域とそこに住む市民の自主性が重んじられることとなります。地域によって事情や考え方が違うこともあり得、どのように具体化していくかについては、まだ見えないところもあることから、ここでは書き込むことはできないと考えています。</p> <p>提言書案における「市および市民等が・・・」という表現は、市民同士の自治の領域にまで踏み込んでいると解釈される可能性があることから、表現を次のように修正いたします。</p> <p>「<b>市がまちづくりに取り組むときは、市民等との協働を基本とする。</b> <b>2 市民等と市は、協働によるまちづくりに必要な情報を共有するものとする。</b>」</p>
130	<p>●まちづくり協議会については、草津市自治連合会とともに策定し、共有した「草津市協働のまちづくり行動計画案」のなかで地域を代表する組織として位置付けており、検討委員会の思いとは齟齬が生じることになる。</p> <p>現在、各学(地)区において、「まちづくり協議会」の設立に向けた取組みが鋭意進められており、その支援を進めている行政のスタンスが問われることになり、また、既に設立された「草津学区ひと・まちいきいき協議会」の存在意義にも影響しかねない。</p> <p>このことから、【検討委員会での論点と本条項への思い】における「現段階では、地域のコミュニティを「代表」するというよりむしろ」の部分削除願いたい。</p>	<p>●地域内分権については、取組みが始まったところであり、その推進には、何よりも地域とそこに住む市民の自主性が重んじられることとなります。地域によって事情や考え方が違うこともあり得、どのように具体化していくかについては、まだ見えないところもあることから、【思い】の部分については、下記のように修正いたします。</p> <p>「地域協議会(まちづくり協議会)の役割についての議論では、当初は、さまざまな課題でもって地域をつなぎ、その「つながりを育てる」という点での存在意義を確認しておりましたが、検討委員会の検討と並行して策定中の「草津市協働のまちづくり行動計画案」では、地域協議会(まちづ</p>

		くり協議会)が地域を代表する組織として位置付けることを検討されているところです。」
131	●「草津市協働のまちづくり指針」は策定していますが、具体的な計画がまだ整備されていない状態であると認識しています。その場合の議論ができていないと考えていますし、計画について触れられていないので良いのでしょうか。	●「草津市協働のまちづくり指針」についての、具体的な計画案が検討されているところです。本条例では、市がまちづくりに際して取り組む姿勢を基本原則として記すこととし、個々具体的な内容については、この原則を踏まえて別途に定められていくものと考えています。

【第7章】国・他の自治体との関係 (4件)

番号	意見	検討委員会の対応
132	(修正案)第27条 他の自治体等との連携 ●草津市の場合、国際交流というどうしても姉妹都市交流を中心とした外からの国際化に力点が置かれがちであった。草津に大学の留学生として、出稼ぎ労働者として、観光客などとして来る外国籍人との内なる国際交流・支援にもいい加減、力をもっと注がないといけないのではないか。現時点の条文では、また姉妹都市交流に逃げられる可能性がある。本条例案では、草津に関係する者も市民として含められているので「2 市は、【市民に関係する】国内外の自治体等の友好および相互理解を深めるため、交流・【連携】に努めるものとする。」にしてはどうか。	●本条項については、これまで市が市として他の自治体と結んできた友好関係を規定したものです。御指摘のような、まちづくりにおける国際化は、外国籍の方を市民として位置付けた市民主体のまちづくりによって実現していくものと考えています。そのことについては、第3条第1案の【解説】と【検討委員会での論点と本条項への思い】を修正し、明確にすることとします。
133	●市は国内外の自治体等との友好とありますが、市が勝手に友好に力を入れることには反対です。尖閣問題では政府が勝手に中国との友好を図り日本国民にとって計り知れない損害を与えました。市民の意見を聞くことなく、勝手に友好をされても困ります。この部分は無くしてください。	●本条は、姉妹都市や国際交流の輪を広げ、友好的な絆を強め、相互理解を深めることの重要性を謳っているものであります。
134	(修正案)第28条 国、県等との関係 ●12月に関西広域連合が発足した。おそらく県等の中に含まれるのであろうが、「第28条 国、【広域連合】、県等との」にしてはどうか。 またそう簡単に対等・協力関係となつての役割分担にならないので、「適切な役割分担【を求め】、対等な関係を確立するものとする。」にしてはどうか。	●「広域連合」については、県等の等を含めるものとします。役割分担については、あくまで、市としてのあるべき姿、姿勢を謳っているところであり、現状のままの表記とします。
135	●国との関係について、自立とありますが、具体的に可能になることやメリットデメリットが全く説明されていません。 一市が自立、自律は実際に可能かどうかの解説が必要だと思えます。	●地方自治法において、地方公共団体が「地域における総合的な行政主体」であることが明確に位置付けられました。このことは、自己決定・自己責任による市政運営が求められているということであり、その意味からも、自立し自律する市政運営を行うことが重要であると考えています。分権改革の成果である、さまざまな変化を生かしてまちづくりをすすめていくかどうか草津市の未来に重要な意味をもつと考えています。 したがって、この変化を積極的にとらえ、市政運営をすすめていくべきと考えています。

【第8章】住民投票 (37件)

番号	意見	検討委員会の対応
136	(修正案)第29条 住民投票 ●(1)2項の「…その総数の50分の1以上の者の…」、3項の「…その総数の5分の1以上の者の…」において、その総数を本市の有権者と修正し、誤解を招かない記述とする。 *その総数には、生まれたばかりの赤ん坊をはじめ選挙権を認められていない者まで含まれ、その様な者の連書には拘束力を持たない。 *有権者でない者が意志を表示することはできるが、それを具体化するのには有権者であり、また、市議	●住民投票については、より多くの議論が必要であると認識しており、本条例では詳細の内容は定めず、住民(本市の区域内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意思を確認するという条項にしており、今後検討をする住民投票に関して必要な事項について別条例で定めることとしています。 本文の表現(総数・12分の1・5分の1)については、委員会での一定の結論として出されたものですが、今後さらなる議論の中で参考としていただき、最終決定がなされるものと考えています。

	<p>会議員であるとするのが普通ではないか。</p> <p>(2) 4項(1)の「…議員の定数の12分の1以上の者の…」は何故12分の1なのかその狙いが分かりづらい。「…議員の定数の10分の1以上の者の…」とすれば一般的に理解されやすい。 (現状の定数であれば、実質的な変わりはない。定数が24人以下に改訂された場合は1名の差がでる：2名と3名の差)</p>	
137	<p>●草津市自治体基本条例（提言書案）において外国人に参政権を与える可能性があることを知りました。地方選挙ではほんの千票差で勝敗が決まることがあります。</p> <p>外国人に参政権を与えてしまうと、外国人の集団がどこか狙った町に住所を映せば自分達に都合のいい候補を当選させることもできてしまう。</p> <p>オランダでは移民が勝手に自分たちの町を作って占拠してオランダ人が近寄ると襲われる始末です。オランダ都市部では移民とオランダ人の数が逆転して国が乗っ取られるのも時間の問題だと言われています。</p> <p>日本でも池袋中華街が中国人マフィアに乗っ取られている。</p> <p>外国人参政権を認めた国では犯罪率が上昇する傾向があるので、日本人が住みづらく近寄りやすい町になってしまう。</p> <p>以上の理由から絶対に外国人に参政権を与えないでください！市民の反対の声をどうぞお聞き入れ頂くようお願い申し上げます。</p>	<p>●住民投票とは代議制民主主義を否定するもの、選挙を軽んじるものではないということを前提としています。</p> <p>その上で、市政への「非常ベル」的な役割として、まちとして非常に大きな論議が起こる事案については、市民自らが最終的に自分たちのまちの在り方や形を決める手法として必要なものとして整理をしています。</p> <p>検討委員会が考える市民の範囲については、前文の【検討委員会での論点と本条項への思い】にもありますように、「草津市というまちとまちづくりを考えるとき、当然に、障害のある方、外国籍の方を含む草津市を構成するあらゆる人々がまちづくりを担う市民である」と考えています。市政運営はこうした市民の存在を踏まえて進められる必要があります。また、第3条およびその【解説】、【論点と思い】をご覧ください。</p> <p>また、そうした市民の範囲と、住民投票を行う対象をどのように特定するかという制度設計は、重なりつつも別の課題となります。そうした制度設計、具体的には、外国人を範囲に含むかどうか、年齢要件等については、より多くの議論が必要であると認識しており、本条例では詳細の内容は定めず、今後検討をする住民投票に関する議論に委ねることとしています。</p>
138	<p>●外国人参政権ならぬ自治基本条例に反対します。</p> <p>外国人参政権を可決したオランダでは票数を集中させるために多くのイスラム系住民が集まり、治安の悪化、地方議会の債務の増加などが発生しています。</p> <p>またドイツなどでは、メルケン首相が多文化共生は完全に失敗したと発言しました。</p> <p>なんらメリットはありません。反日の中国人、朝鮮人に乗っ取られても良いのですか？</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
139	<p>●市民の定義で国籍条項が欠けています。</p> <p>国民主権の原理からして、外国人が市政に参加できる事自体おかしなことです。</p> <p>ご存知だと思いますが、外国人に投票権を与えることは憲法違反ですし、すでに外国人への市民投票権付与を制定した川崎市など日本中から非難されています。</p> <p>こんな危険な要素が盛り込まれている条例について草津市民にちゃんと周知されているのかはなはだ疑問に感じます。</p> <p>外国人の意見を聞きたいのなら、市に専用窓口を作れば済むことだと思うのですがいかがでしょうか。</p> <p>外国人に投票権を与えることで草津市に大勢の外国人が移住してきて、外国人のための投票が次々に可決されたら大変なことになりますよ。</p> <p>また、国防の問題になったときに、永住外国人から意見を問うことが本当に相応しいのか、疑問です。</p> <p>例えば外交関係が悪化し外国からミサイルが打ち込まれるような事態において迎撃ミサイルを配備するか否かについて市民投票を行う時、敵対する国の永住外国人に市民投票権を認めるのはおかしな話です。</p> <p>とにかく外国人に市民投票権を与えることには断固反対です。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
140	<p>●そもそも、参政権＝投票権は憲法15条における日本国民固有の権利です。</p> <p>地方自治とは云え、外国人には投票権が無いことを明確に明記することが必要です。なお、これら外国人の意見やアンケート等は、窓口で聞くことは可能です。くれぐれも、日本人の権利をお守りください。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>

	現在においても、帰化すればそのような方も、参政権は付与されるのです。	
141	<p>●外国人に投票権を与えるべきではありません。 一度認めれば外国勢力の意向を無視できなくなります。 もし国境の島で投票権を認めれば島は外国に奪われる可能性も否定できません。 ことは草津市だけの問題ではありません。他の地方にも波及する恐れがあります。 特に国境の島が心配です。竹島、北方領土は奪われ尖閣も中国が狙っています。日本の森林を中国資本が狙っています。税金を納めているから外国人にも投票権を与えるべきと言う人もいますが、納税と投票権は関係ありません。 納税の有無で投票権が付与されるなら生活保護受給者から投票権を奪わなければ理屈が通りません。 在日外国人は道路、上下水道、公共施設の利用、治安などで十分な利益を得ています。 外国人に投票権を与えないでください。国民権を守ってください。お願い致します。</p>	●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。
142	<p>●住民投票は必ず日本国籍に限定してください。 日本の国籍を持たない者が日本国内の政治に口出しする事は内政干渉に当たります。</p>	●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。
143	<p>●住民投票においても、投票資格者に住民とし、地方自治法第18条と同じ内容にするべきです。</p>	●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。
144	<p>●住民投票の投票資格者は日本国籍に限定すべきです。外国人は投票の結果に責任を持ってません。 投票の結果として日本が破産しても、外国人は母国に帰れば済みます。 しかし日本人はこの国と運命を共にし、子孫にこの国を受け継いでいかねばなりません。 一地方の意思決定であっても日本の土台を崩す蟻の一穴となりかねません。 日本のことは日本人が責任を持って決定すべきです。</p>	●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。
145	<p>●投票資格は日本国籍を持つものだけにすべきです。 世界中のどこの国を見ても、外国人に参政権を与えている国などオランダぐらいしかありません。 そしてそのオランダは今現在どうなっているのかと言うと、オランダ人よりも移民の方が増えすぎて国が乗っ取られようとしています。 たかが市政の一つに参加するくらいで…と呑気に考えないでください。 今回の事例をいい事に、日本中あちこちで外国人の参政権を認めてしまえば、オランダの悲劇を今度は日本が襲います。 そうなったら、日本国でありながら一体この国の政治は誰の為のものなのか分からなくなってしまいます。 日本は間違いなく日本人のものであり、国が、政治がまず優先すべきは日本人であり、外国人ではありません。 参政権を認めてしまえば、こんなごく当たり前の事が認められない国へと変貌して、亡国の一途を辿ります。 オランダの悲劇を日本で繰り返してはなりません。 また参政権を与えてしまえば、間違いなくその市に移民が増えて治安が悪化します。 今世界中で移民問題に苦しんでいます。 ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、ロシア、カナダはもちろん移民の国アメリカまでもが危機感を感じているのですよ？ ドイツのとある町では、ドイツ人よりも移民の方が増えすぎて、学校ではドイツ人の子供が移民の子供にいじめられるという異常な事が起こっています。</p>	●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。



	<p>またロシア、イギリスでは外国人を追い出す政策を始めました。</p> <p>日本だけですよ？危機感をまったく感じずに、積極的に移民を取り込んで参政権を与えようなんて愚かな事をしようとしているのは。</p> <p>将来の子供達に多大なる不の遺産を残すような事をしないでください。</p> <p>また市政とはいえ、政治に関わるのであれば、日本国内のニュースだけでなく、国外のニュースにも目を向ける事です。</p> <p>ごく普通の一般人である私ですら、外国のニュースなんていくらでもネットで知る事が出来て危機感を感じているというのに、政治に関わっている者が世界の情勢を知らず呑気な事を言ってるのはあまりにも無知で無責任というのではないのでしょうか？</p> <p>もっと自分達の仕事に、日本国民を守る政治に責任を持ってください。</p> <p>最後に。外国人に参政権を与えるのは『不平等をなくす』などという聞こえのいい奇麗事ではありません。ただの売国です。</p>	
146	<p>●住民投票をできる方は、日本国籍を有するものと定義した方がいいと思います。</p> <p>なぜならば、やはり上記で述べたように外国人が投票権を持つことは、自分たちに有利な政策が通り、日本の国益を損なう恐れがあります。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
147	<p>●事実上の外国人参政権ですよ？</p> <p>どのような思想かわからない外国人に住民投票ができるのは絶対おかしいです！！</p> <p>外国人が他国の決め事に口出しできる権限をもつ必要は一切ない！</p> <p>ドイツなど移民を大量に受け入れた国の失敗例をきちんと知ってください！</p> <p>国をのっつられてからでは遅すぎます！！</p> <p>日本人は平和ボケしすぎです！！！！</p> <p>断固反対します！！！！</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
148	<p>●自治基本条例の制定に反対します。</p> <p>これは名前を変えた外国人参政権ですね。</p> <p>誰に操られているのか、何を企んでいるのかがすぐわかります。</p> <p>恩恵を受けるには中国人と韓国人です。</p> <p>これをきっかけに、あれもこれもと要求してきます。</p> <p>日本人は酷い目にあうだけでしょう。</p> <p>欧州やカナダ・オーストラリアでは中国人と韓国人によってとんでもないことになっています。</p> <p>市政に携わる方たちは少しくらい勉強された方がいいですよ。</p> <p>差別しない自分に酔っている善意の行動なら、ただのバカです。</p> <p>中韓からの利権があるのなら売国奴です。</p> <p>草津市民、ひいては日本国民のことを考えた政治を行ってください。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
149	<p>●今回の案では、年齢や国籍、常設型かなどの詳細については明記されていませんでしたが、「住民投票の結果を尊重する」と書かれており、住民投票の結果が市の行政に強い影響をもたらすことになっています。</p> <p>もし、これを外国人も認めるとすれば、事実上の外国人参政権となり憲法違反になるのではないのでしょうか？</p> <p>確かに、草津市に住んでいる外国人に意見を聞くのは間違いではないと思います。</p> <p>しかし、外国人の中には日本のことを良く思っている人も居れば、悪く思っている人も居ます。</p> <p>私は、これを利用してある一定の目的を持った外国人が草津市に大量に移住してくるのではないかと凄く心配しています。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>

	<p>過度な心配かもしれませんが、既にオランダで外国人に投票権を認めて危険な状態になっています。外国人に意見を聞くのであれば、専用の窓口を設け、良い意見があったら市の行政に反映させていくという方法で良いのではないのでしょうか？</p> <p>今の段階では国籍について書かれてないですが、住民投票については「日本国籍を有する者に限る」とすべきだと思います。</p> <p>どうか関係者の皆様には熟慮の上、住民投票による事実上の外国人参政権を認めることのないようお願い申し上げます。</p>	
150	<p>●草津市自治基本条例では外国人も政治参加できる形となっております。外国人の選挙権は違憲と判断されている上、現実的な話として、安全保障や国防といった面まで外国人が住民投票権を与える事は大変危険な事と考えています。</p> <p>私は、外国人の政治参加に強く反対する立場であり自治基本条例を到底受け入れる事は出来ません。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
151	<p>●事実上の外国人参政権は反対です</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
152	<p>●言い訳のようにダラダラ連ねていますが、外国人(民団ですか?)に投票させたいだけでしょう？納税云々は関係ありません。ふるさとが乗っ取られるのを黙って見てはいられません!!</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
153	<p>●外国人住民投票権 大反対</p> <p>住人投票は、日本国民だけの権利です。</p> <p>外国人に投票権を与えるなんて、もってのほか。</p> <p>絶対に 反対です。</p> <p>どこの国を見ても、外国人に投票権を与えた国は、滅びています。</p> <p>今の、役員、議員は、頭がおかしい。</p> <p>そういう事をいひだす、議員を全部 免職させるべきです。</p> <p>頭が、狂いすぎています。</p> <p>そういうのは平等だとはいわないのです。 世界の笑い者ですから、やめてください。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
154	<p>★事実上の「外国人参政権」市民投票条例案に抗議殺到 奈良・生駒</p> <p>奈良県生駒市が、市政の重要事項について市民の意思を直接問う「市民投票条例案」を、定住外国人にも投票権を付与する形で成立を目指していることが7日、分かった。成立すれば事実上の「外国人地方参政権」が認められることになる。同市は「あくまで民意を確認する手段で、参政権という認識ではない」としているが、市には電話やメールなどで1500件以上の苦情や抗議が殺到したといい、論議を呼んでいる。</p> <p>■専門家「違憲、姿なき浸透を許してしまう」</p> <p>同市の条例案は、投票資格者の6分の1以上の署名が集まれば、市長に対し市政の重要事項の是非をめぐる市民投票を請求できる。投票結果（賛否）が全投票資格者の4分の1以上の場合、市長や議会に尊重義務が生じる。</p> <p>投票資格者は市内在住の男女18歳以上で、市内に3カ月以上居住する在日外国人や、在留資格を取得し国内に3年以上、市内に3カ月以上定住する外国人にも付与される。</p> <p>重要事項は、病院や産廃施設の建設、学校統廃合などで、市長のリコールや議会の解散、憲法改正、外交、防衛などは対象外としている。昨年11月に山下真市長の諮問機関の市民自治推進会議が条例案をまとめ、市のホームページなどで公開。市民に意見を求めるパブリックコメントを1カ月間実施したが、「外</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>

	<p>国人参政権を認めるのか」などと苦情が殺到した。</p> <p>このため、当初は、市内で米軍基地が建設される構想があった場合、「市民の意思を明確に国に表明するための投票は可能」という条文が条例案に盛り込まれていたが、反発を受けて削除。市は今後、パブリックコメントの意見を踏まえた同会議の答申を得て、3月の定例市議会に条例案を提出する方針だ。同市によると、外国人に条例による投票権を認めているのは広島市や大阪府岸和田市、三重県名張市など全国に複数あり、同市市民活動推進課は「生駒市だけが特別ではない」としている。</p> <p>■外国人参政権に詳しい独立総合研究所社長・青山繁晴氏の話</p> <p>「参政権は日本国民に限られ、外国人に投票権を与えることは違憲の疑いが濃厚だと考えている。生駒市の条例の場合、4分の1という少数の票を固めれば市政に大きな影響をもたらすことが可能になり、外国側の『姿なき浸透』を許してしまうきっかけになるのではないかと」</p> <p>民意に反する条例は絶対に認めるわけにはまいりません。</p> <p>現在、関西地区から関東地区へ外国人が移動しつつあり、川崎・大和等、深刻な状況になりつつあります。神奈川県への二の舞になる前に、今一度、条例を見直し廃案するようご検討ください。</p>	
155	<p>●自治体基本条例に反対です。</p> <p>日本人ならともかく、定住だとしても外国人に参政権を与えるのには断固反対します。憲法違反の恐れもありますし、納税しているのは道路や公園など公共の物の使用料であり、参政権とは関係ありません。</p> <p>もし一旦決めてしまうと大量に外国人が押し寄せ、治安が悪化し日本人が住めなくなる町と化してしまうかもしれません。</p> <p>そして、外国人の言う事を聞く人じゃないと選挙に当選しなくなります。</p> <p>草津には住んでいませんが、関西在住の者として、条例が施工されると二度と草津市には行きたくなくなると思います。</p> <p>検討よろしくをお願いします。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
156	<p>●住民投票においても、国籍条項を設けるべきである。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
157	<p>●条例の位置付けや、市政に参加する市民の定義を考えると議会の重要性を損ねる恐れがあります。法や憲法に基づいて行われている市政を、何の根拠や必要性もない条例に縛られる事自体がおかしいと思います。</p>	<p>●住民投票とは代議制民主主義を否定するもの、選挙を軽んじるものではないということを前提としています。</p> <p>その上で、市政への「非常ベル」的な役割として、まちとして非常に大きな論議が起こる事案については、市民自らが最終的に自分たちのまちの在り方や形を決める手法として必要なものとして整理をしています。</p> <p>最終的な市の「意思決定」はあくまで議会が行うものであり、議会の重要性を損ねることにつながることは考えておりません。</p>
158	<p>●市長が住民投票を実施しないといけないのは「常設型」です。常設型であるにも関わらず、明記されず、個別の条例でとあれば個別設置型のように間違っ捉えられると思います。</p> <p>署名により実施しないといけないなら「常設型」と明記してください。</p> <p>その上で、常設型には反対です。重大な内容かどうかはいつでも当人にとっては重大です。それを議論されずに直接投票実施となるのは危険だと思います。</p>	<p>●住民投票は、市政への「非常ベル」的な役割として、まちとして非常に大きな論議が起こる事案については、市民自らが最終的に自分たちのまちの在り方を決める手段として整理をしています。</p> <p>「常設型」や「個別型」に関わらず、住民投票を実施する過程には、選挙できる権利を有する人の署名が必要であります。</p> <p>本提言書案では、「常設型」の住民投票制度を想定しておりますが、住民投票に至る過程においては、市と市民の間で、本条例で謳っている「市民参加」と「情報公開」をもとに、十分な議論を重ねる必要があ</p>

		ると考えています。
159	<p>●第29条 第5項 意味不明です。何を企んでいるのですか。</p>	<p>●平成12年の地方分権改革以降、自治体としての草津市の役割が大きくなり、自治体としてできることが広がってきています。</p> <p>本条例では、市は、市政への市民参加の権利を保障し、市民参加がより充実し、実効性あるものになるよう努めることを明記していることから、この条例により市民参加をさらに推進していくものであると考えています。</p>
160	<p>●定住型住民投票とは、言葉を変えただけのつまりは外国人地方参政権です。</p> <p>一般的な就労ビザで居住しているに過ぎない外国人にも3年以上滞在という条件付きで投票を認めている。日本国籍を持った日本人ですら二十歳にならないと選挙権が得られないのに、日本在住の外国籍の外国人が18歳で地方と言えども日本の選挙権が得られる。外国人参政権よりもひどい。</p> <p>日本人以外にも子供手当を配布し、外国籍の人達を集め、参政権を付与するような流れは、日本の国の成立ちを大きく左右する問題。滅亡しますよ、日本人。</p> <p>在日中国人、朝鮮人が反日のまま爆発的に日本に帰化をして、近いうちに統一地方選挙に在日中国人の代表が出馬してきて、在日中国人の住みやすいように地域社会を作りかえる動きに出てくることも仮想ではなくなります。</p> <p>一体、地方議員は何を考えているのか。川崎市、小諸市の二の舞になりたいのか。</p> <p>主権を揺るがす、明確なる憲法違反ですよ。ヨーロッパでは移民を入れたために自国民が虐殺、強姦、暴行され、驚異的な彼ら移民の人口増加のためにもう数年を待たずして国が乗っ取られるという危機に見舞われています。</p> <p>あまつさえ 日本は日本人を拉致して返さない北朝鮮、竹島占拠と反日教育の韓国、尖閣、沖縄を占領しようとしている中国、この中国と軍事協定を結んだばかりのロシアに囲まれているというのに、この危機迫る現実の日本でどうしてこのような権利を外国人、つまり彼らに与えようとするのか。</p> <p>市議会はなぜ進んで日本の侵略を内部から可能にする権利を与えようとするのか。下記動画を見て下さい。グットー化した街は移民に乗っ取られ、すでに警察でさえ取り締まれない街に成り果てたスウェーデンやフィンランド、ベルギー、ドイツの例を見ても同じ轍を踏むのですか？</p> <p>欧州では「共生」は失敗だったと認めているんですよ。アジアではチベットやウイグルのように日本を差し出すつもりですか？こんな明らかな 人口侵略が目に見えて他所の国の存亡すら揺るがしているのにあなた方は利権のために成立させようとしているのか それとも無知ですか。どちらも売国奴のそしりは免れませんよ</p> <p>断固反対です。こちらの市民ではありませんが、日本国の存亡に深く変わっているので私はこちらに意見を投稿する権利があると判断します。心して外国人に投票の権利を与えないように。差別はいけないというレベルの問題ではありません。国家国民の存亡が関わっている非常に危険な動きであり、憲法違反です。</p> <p>移民たちは決して同化しないのです。彼らは日本国籍を取ることを一種の手段にし、日本文化に対する愛国心・忠誠心などまったく無く、彼らの最終的な目標は朝鮮や中国人にとって日本を暮らしやすい国に変えていく行くことです。</p> <p>だから中国人租界というものをあちこちに作って行き、日本人は淘汰されます。地方だから大丈夫なんてことはありません。どっと移り住んで盗られ、そしてついに国が滅びるのです。断固反対です。もっと勉強してくれないと国が滅びます。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
161	<p>●自治基本条例の制定に反対です。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください</p>

これに含まれる定住型住民投票とは、言葉を変えただけのつまりは外国人地方参政権です。  
一般的な就労ビザで居住しているに過ぎない外国人にも3年以上滞在という条件付きで投票を認めている。  
日本国籍を持った日本人ですら二十歳にならないと選挙権が得られないのに、  
日本在住の外国籍の外国人が18歳で地方と言えども日本の選挙権が得られる。  
外国人参政権よりもひどい。

日本人以外にも子供手当を配布し、外国籍の人達を集め、参政権を付与するような流れは日本の国の成  
立ちを大きく左右する問題。  
滅亡しますよ、日本人。

在日中国人、朝鮮人が反日のまま爆発的に日本に帰化をして、  
近いうちに統一地方選挙に在日中国人の代表が出馬してきて、  
在日中国人の住みやすいように地域社会を作りかえる動きに出てくることも仮想ではなくなります。  
一体、地方議員は何を考えているのか。川崎市、小諸市の二の舞になりたいのか。

主権を揺るがす、明確なる憲法違反ですよ。  
ヨーロッパでは移民を入れたために自国民が虐殺、強姦、暴行され、  
驚異的な彼ら移民の人口増加のためにもう数年を待たずして国が乗っ取られるという危機に見舞われてい  
ます。

あまつさえ 日本は日本人を拉致して返さない北朝鮮、竹島占拠と反日教育の韓国、尖閣、沖縄を占領し  
ようとしている中国、  
この中国と軍事協定を結んだばかりのロシアに囲まれているというのに、  
この危機迫る現実の日本でどうしてこのような権利を外国人、つまり彼らに与えようとするのか。  
市議会はずせ進んで日本の侵略を内部から可能にする権利を与えようとするのか。

下記動画を見てください。  
ゲッター化した街は移民に乗っ取られ、すでに警察でさえ取り締まれない街に成り果てたスウェーデンやフ  
ィンランド、ベルギー、ドイツの例を見ても同じ轍を踏むのですか？

欧州では「共生」は失敗だったと認めているんですよ。  
アジアではチベットやウイグルのように日本を差し出すつもりですか？  
こんな明らかな 人口侵略が目に見えて他所の国の存亡すら揺るがしているのに  
あなた方は利権のために成立させようとしているのか それとも無知ですか。  
どちらも売国奴のそしりは免れませんよ。

断固反対です。こちらの市民ではありませんが、日本国の存亡に深く変わっているので私はこちらに意見  
を投稿する権利があると判断します。  
心して外国人に投票の権利を与えないように。  
差別はいけないというレベルの問題ではありません。  
国家国民の存亡が関わっている非常に危険な動きであり、憲法違反です。

い。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方を  
ご覧ください。

	<p>移民たちは決して同化しないのです。          彼らは日本国籍を取ることを一種の手段にし、日本文化に対する愛国心・忠誠心などまったく無く、          彼らの最終的な目標は朝鮮や中国人にとって日本を暮らしやすい国にして行くことです。</p> <p>だから中国人租界というものをあちこちに作って行き、日本人は淘汰されます。          地方だから大丈夫なんてことはありません。          どっと移り住んで盗られ、そしてついに国が滅びるのです。          断固反対です。もっと勉強してくれないと国が滅びます。</p>	
162	<p>●定住型住民投票とは、言葉を変えただけのつまりは外国人地方参政権です。          一般的な就労ビザで居住しているに過ぎない外国人にも3年以上滞在という条件付きで投票を認めている。          日本国籍を持った日本人ですら二十歳にならないと選挙権が得られないのに、          日本在住の外国籍の外国人が18歳で地方と言えども日本の選挙権が得られる。この部分は外国人参政権          よりもひどい。</p> <p>日本人以外にも子供手当を配布し、外国籍の人達を集め、参政権を付与するような流れは、日本の国の          成立ちを大きく左右する問題です。在日中国人、朝鮮人が反日のまま爆発的に日本に帰化をして、近いう          ちに統一地方選挙に在日中国人の代表が出馬してきて、在日中国人の住みやすいように地域社会を作りか          える動きに出てくることも仮想ではなくなります。</p> <p>一体、地方議員は何を考えているのか。川崎市、小諸市の二の舞になりたいのか。主権を揺るがす、明確          なる憲法違反ですよ。ヨーロッパでは移民を入れたために自国民が虐殺、強姦、暴行され、驚異的な彼ら          移民の人口増加のためにもう数年を待たずして国が乗っ取られるという危機に見舞われています。あまつ          さえ 日本は日本人を拉致して返さない北朝鮮、竹島占拠と反日教育の韓国、尖閣、沖縄を占領しようと          している中国、この中国と軍事協定を結んだばかりのロシアに囲まれているというのに、この危機迫る現          実の日本でどうしてこのような権利を外国人に与えようとするのか。市議会はなぜ進んで日本の侵略を内          部から可能にする権利を与えようとするのか。下記動画を見てください。ゲットー化した街は移民に乗っ          取られ、すでに警察でさえ取り締まれない街に成り果てたスウェーデンやフィンランド、ベルギー、ドイツ          の例を見ても同じ轍を踏むのですか？</p> <p>欧州では「共生」は失敗だったと認めているんです。アジアではチベットやウイグルのように日本を差し          出すつもりですか？こんな明らかな 人口侵略が目に見えて他所の国の存亡すら揺るがしているのに あ          なた方は利権のために成立させようとしているのか それとも無知ですか。どちらも売国奴のそしりは免          れません。</p> <p>断固反対です。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。          また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方を          ご覧ください。</p>
163	<p>●定住型住民投票とは、言葉を変えただけのつまりは外国人地方参政権です。          一般的な就労ビザで居住しているに過ぎない外国人にも3年以上滞在という条件付きで投票を認めている。          日本国籍を持った日本人ですら二十歳にならないと選挙権が得られないのに、          日本在住の外国籍の外国人が18歳で地方と言えども日本の選挙権が得られる。外国人参政権より          もひどい。</p> <p>日本人以外にも子供手当を配布し、外国籍の人達を集め、参政権を付与するような流れは、日本の国の          成立ちを大きく左右する問題。滅亡しますよ、日本人。</p> <p>在日中国人、朝鮮人が反日のまま爆発的に日本に帰化をして、近いうちに統一地方選挙に在日中国人の代          表が出馬してきて、在日中国人の住みやすいように地域社会を作りかえる動きに出てくることも仮想では</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。          また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方を          ご覧ください。</p>

	<p>なくなります。</p> <p>一体、地方議員は何を考えているのか。川崎市、小諸市の二の舞になりたいのか。主権を揺るがす、明確なる憲法違反ですよ。ヨーロッパでは移民を入れたために自国民が虐殺、強姦、暴行され、驚異的な彼ら移民の人口増加のためにもう数年を待たずして国が乗っ取られるという危機に見舞われています。あまつさえ 日本は日本人を拉致して返さない北朝鮮、竹島占拠と反日教育の韓国、尖閣、沖縄を占領しようとしている中国、この中国と軍事協定を結んだばかりのロシアに囲まれているというのに、この危機迫る現実の日本でどうしてこのような権利を外国人、つまり彼らに与えようとするのか。市議会はなぜ進んで日本の侵略を内部から可能にする権利を与えようとするのか。下記動画を見てください。ゲッター化した街は移民に乗っ取られ、すでに警察でさえ取り締まれない街に成り果てたスウェーデンやフィンランド、ベルギー、ドイツの例を見ても同じ轍を踏むのですか?</p> <p>欧州では「共生」は失敗だったと認めているんですよ。アジアではチベットやウイグルのように日本を差し出すつもりですか?こんな明らかな 人口侵略が目に見えて他所の国の存亡すら揺るがしているのにあなた方は利権のために成立させようとしているのか それとも無知ですか。どちらも売国奴のそしりは免れませんよ</p> <p>断固反対です。こちらの市民ではありませんが、日本国の存亡に深く変わっている所以我はこちらに意見を投稿する権利があると判断します。心して外国人に投票の権利を与えないように。差別はいけないというレベルの問題ではありません。国家国民の存亡が関わっている非常に危険な動きであり、憲法違反です。</p>	
164	<p>●自治基本条例の制定に反対です。これに含まれる定住型住民投票とは、言葉を変えただけのつまりは外国人地方参政権です。</p> <p>一般的な就労ビザで居住しているに過ぎない外国人にも3年以上滞在という条件付きで投票を認めている。日本国籍を持った日本人ですら二十歳にならないと選挙権が得られないのに、日本在住の外国籍の外国人が18歳で地方と言えども日本の選挙権が得られる。外国人参政権よりもひどい。</p> <p>日本人以外にも子供手当を配布し、外国籍の人達を集め、参政権を付与するような流れは、日本の国の成立ちを大きく左右する問題。滅亡しますよ、日本人。</p> <p>在日中国人、朝鮮人が反日のまま爆発的に日本に帰化をして、近いうちに統一地方選挙に在日中国人の代表が出馬してきて、在日中国人の住みやすいように地域社会を作りかえる動きに出てくることも仮想ではなくなります。</p> <p>一体、地方議員は何を考えているのか。川崎市、小諸市の二の舞になりたいのか。主権を揺るがす、明確なる憲法違反ですよ。ヨーロッパでは移民を入れたために自国民が虐殺、強姦、暴行され、驚異的な彼ら移民の人口増加のためにもう数年を待たずして国が乗っ取られるという危機に見舞われています。あまつさえ 日本は日本人を拉致して返さない北朝鮮、竹島占拠と反日教育の韓国、尖閣、沖縄を占領しようとしている中国、この中国と軍事協定を結んだばかりのロシアに囲まれているというのに、この危機迫る現実の日本でどうしてこのような権利を外国人、つまり彼らに与えようとするのか。市議会はなぜ進んで日本の侵略を内部から可能にする権利を与えようとするのか。下記動画を見てください。ゲッター化した街は移民に乗っ取られ、すでに警察でさえ取り締まれない街に成り果てたスウェーデンやフィンランド、ベルギー、ドイツの例を見ても同じ轍を踏むのですか?</p> <p>欧州では「共生」は失敗だったと認めているんですよ。アジアではチベットやウイグルのように日本を差し出すつもりですか?こんな明らかな 人口侵略が目に見えて他所の国の存亡すら揺るがしているのにあなた方は利権のために成立させようとしているのか それとも無知ですか。どちらも売国奴のそしりは免れませんよ</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>

	<p>断固反対です。こちらの市民ではありませんが、日本国の存亡に深く変わっているので私はこちらに意見を投稿する権利があると判断します。心して外国人に投票の権利を与えないように。差別はいけないというレベルの問題ではありません。国家国民の存亡が関わっている非常に危険な動きであり、憲法違反です。</p>	
165	<p>●自治基本条例に反対します。これに含まれる定住型住民投票とは、言葉をかえただけの、つまりは、外国人地方参政権です。選挙権は、日本国民でも20歳からです。これは明らかな憲法違反にあたります。竹島占拠と、反日教育の韓国、尖閣、沖縄を占領しようとしている中国、領土問題未解決のロシアなどに囲まれているのに、欧州、カナダなどではすべての国々が「共生」は失敗だったと認めています。今では、治安が悪化し、民族対立はますます激化しています。日本をこのような未来にする事は、絶対に許せません。</p> <p>差別と区別は違います。業務に関わっている方々は、よくこの事を考えて、日本国をより良い国にしていくべきです。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
166	<p>●自治基本条例の制定に反対します。これに含まれる定住型住民投票は、外国人地方参政権でしょうか。一般的な就労ビザで居住しているに過ぎない外人にも3年以上滞在という条件付きで投票を認めている。日本人ですら二十歳にならないと選挙権が得られないのに、日本在住の外国籍の外国人が18歳で地方と言えども日本の選挙権が得られる。これは憲法違反である可能性が極めて高いのではないのでしょうか。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
167	<p>●自治基本条例の制定に反対します。これに含まれる定住型住民投票とは、言葉を変えただけの外国人参政権です。地方といえども外国人参政権は憲法違反です。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
168	<p>●条例で直接民主制を認めるには、少なくともそれを裏付ける国会での立法措置が必要となり、それがなされていない以上は、市民の直接的な政治参加を定めた本条例案は違憲であり、また平等な政治参加という面でも不適切であることから、廃案とすることが相当と考えています。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
169	<p>●絶対反対です。これは外国人参政権ですよ？外国人参政権は最高裁で違憲判決が出ています。憲法違反です。日本国籍を持たない外国人に参政権を与えてもなんの共生にもなりません。ヨーロッパではことごとく失敗しています。これは差別ではありません。断固反対します。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>
170	<p>●自治基本条例の制定に反対です。これに含まれる定住型住民投票とは、言葉を変えただけのつまりは外国人地方参政権です。一般的な就労ビザで居住しているに過ぎない外国人にも3年以上滞在という条件付きで投票を認めている。日本国籍を持った日本人ですら二十歳にならないと選挙権が得られないのに、日本在住の外国籍の外国人が18歳で地方と言えども日本の選挙権が得られる。外国人参政権よりもひどい。</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>



<p>日本人以外にも子供手当を配布し、外国籍の人達を集め、参政権を付与するような流れは、日本の国の成立ちを大きく左右する問題。滅亡しますよ、日本人。</p> <p>在日中国人、朝鮮人が反日のまま爆発的に日本に帰化をして、近いうちに統一地方選挙に在日中国人の代表が出馬してきて、在日中国人の住みやすいように地域社会を作りかえる動きに出てくることも仮想ではなくなります。</p> <p>一体、地方議員は何を考えているのか。川崎市、小諸市の二の舞になりたいのか。主権を揺るがす、明確なる憲法違反ですよ。ヨーロッパでは移民を入れたために自国民が虐殺、強姦、暴行され、驚異的な彼ら移民の人口増加のためにもう数年を待たずして国が乗っ取られるという危機に見舞われています。あまつさえ 日本は日本人を拉致して返さない北朝鮮、竹島占拠と反日教育の韓国、尖閣、沖縄を占領しようとしている中国、この中国と軍事協定を結んだばかりのロシアに囲まれているというのに、この危機迫る現実の日本でどうしてこのような権利を外国人、つまり彼らに与えようとするのか。市議会はなぜ進んで日本の侵略を内部から可能にする権利を与えようとするのか。下記動画を見てください。ゲットー化した街は移民に乗っ取られ、すでに警察でさえ取り締まれない街に成り果てたスウェーデンやフィンランド、ベルギー、ドイツの例を見ても同じ轍を踏むのですか？</p> <p>欧州では「共生」は失敗だったと認めているんですよ。アジアではチベットやウイグルのように日本を差し出すつもりですか?こんな明らかな 人口侵略が目に見えて他所の国の存亡すら揺るがしているのにあなた方は利権のために成立させようとしているのか それとも無知ですか。どちらも売国奴のそしりは免れませんよ</p> <p>断固反対です。こちらの市民ではありませんが、日本国の存亡に深く変わっているので私はこちらに意見を投稿する権利があると判断します。心して外国人に投票の権利を与えないように。差別はいけないというレベルの問題ではありません。国家国民の存亡が関わっている非常に危険な動きであり、憲法違反です。</p> <p>先ほどネットで偶然このような制度が決まりかけている事に驚きました。</p> <p>なによりギリギリまでネット以外の媒体で知ることが出来なかった事に驚きと不振、怒りを感じます。</p> <p>ひそかに制定しようとする事は、この制度について利害や害意があるとしか思えません。</p> <p>どこに意見を言えば良いか調べる暇もなく急いでメールしている次第です。</p> <p>意見は今日までようなので取り急ぎ反対表明させていただきます。</p> <p>制度が制定されるなら、出来るだけ多くの人にオンラインオフラインで危険性、制定された経緯を訴えたいと思います。</p>	
<p>171 ●自治基本条例の制定に反対です。</p> <p>これに含まれる定住型住民投票とは、言葉を変えただけのつまりは外国人地方参政権です。</p> <p>一般的な就労ビザで居住しているに過ぎない外国人にも3年以上滞在という条件付きで投票を認めているのですから。</p> <p>日本国籍を持った日本人ですら二十歳にならないと選挙権が得られないのに、日本在住の外国籍の外国人が18歳で地方と言えども日本の選挙権が得られる、これは外国人参政権よりもひどいと言わざるをえません。</p> <p>日本人以外にも子供手当を配布し、外国籍の人達を集め、参政権を付与するような流れは、日本の国の成立ちを大きく左右する問題です。</p> <p>こんなお粗末な条例が成立すれば日本は滅亡します。</p> <p>在日中国人、朝鮮人が反日のまま爆発的に日本に帰化をして、近いうちに統一地方選挙に在日中国人の代表が出馬してきて、在日中国人の住みやすいように</p>	<p>●御趣旨としては、番号137の御意見と同様であると考えましたので、番号137の回答をご覧ください。また、検討委員会が考える市民の範囲については、第3条およびその解説、検討委員会の考え方をご覧ください。</p>

<p>地域社会を作りかえる動きに出てくることも仮想ではなくなります。          一体、地方議員は何を考えているのか。川崎市、小諸市の二の舞になりたいのか。          主権を揺るがす、明確なる憲法違反ですよ。          ヨーロッパでは移民を入れたために自国民が虐殺、強姦、暴行され、驚異的な彼ら移民の          人口増加のためにもう数年を待たずして国が乗っ取られるという危機に見舞われています。          あまつさえ日本は日本人を拉致して返さない北朝鮮、竹島占拠と反日教育の韓国、          尖閣、沖縄を占領しようとしている中国、この中国と軍事協定を結んだばかりのロシアに          囲まれているというのに、この危機迫る現実の日本でどうしてこのような権利を外国人、          つまり彼らに与えようとするのか。          市議会はずいぶん日本の侵略を内部から可能にする権利を与えようとするのか。          移民に乗っ取られ、すでに警察でさえ取り締まれない街に成り果てたスウェーデンやフィンランド、          ベルギー、ドイツの例を見ても同じ轍を踏むのですか？          欧州では「移民との共生」は失敗だったと認めているんですよ。          アジアではチベットやウイグルのように日本を差し出すつもりですか？          こんな明らかな人口侵略が目に見えて他所の国の存亡すら揺るがしているのに          あなた方は利権のために成立させようとしているのかそれとも無知ですか。          どちらも売国奴のそしりは免れませんよ。          こんな日本人を馬鹿にしているふざけた条例には断固反対です。          こちらの市民ではありませんが、日本国の存亡に深く変わっているので          私はこちらに意見を投稿する権利があると判断します。          心して外国人に投票の権利を与えないように。          差別はいけないというレベルの問題ではありません。          国家国民の存亡が関わっている非常に危険な動きであり、憲法違反です。</p>	
<p>172 ●住民投票について、第29条では、住民は本市の区域内に住所を有する者と明記されています。ここで          は、年齢や国籍を明記していないことから、市内に住所を有する者は乳幼児や外国人をも含む事になると          考えています。検討委員会では、年齢や国籍は個別条例に委ねるという考えをしていますが、本条例では          すでに本市の区域内に住所を有する者と明確化されているように考えるのがいかがか。          検討委員会としての考えもあるが、草津市としての住民投票の基本が確定していない中で、この条文を          ここまで明文化する事はリスク高いと考えるのがいかがか。          また、個別条例に委ねるとしているものの、50分の1、5分の1といった数字だけが固定化してしま          う事で、本来の住民投票のスタイルが固定化されてしまうリスクを感じてしまうのがいかがか。          個別条例を策定時に数字の変更ができなくなることや、住民の規定を固定化するこの条文については、運          用時に混乱を招く事を危惧します。提言としてはこのままであっても、行政としての条例化はもう少し、          熟慮したほうが良いと考えていますがいかがか。</p>	<p>●5分の1という数字については、「相当数」などの表記でよいのではないかという議論もありました。た          だ、直接請求50分の1の10倍であるという目安であること、リコール（3分の1）よりもハードルが          低いことであることを勘案し、5分の1という数字が市民の意思を問うべき、重要な事項ということを示          すに値する数ではないかと考えました。ただし、5分の1という数字については、議会また、今後の住民          投票に関して必要な事項を定める際にあわせて検討する余地があると考えています。  <b>【解説】</b>で、下記の文章を追加          第3項の規定は、相当数の市民の署名が集まったときには、住民投票を行う必要があるとするものです。          相当数については、上記の理由から、「市民の意思を問うべき重要な事項」の目安として5分の1を設定          しましたが、5分の1という相当数や、投票資格者の範囲などの詳細な内容については、議会および今          後のさらなる議論に委ねたいと考えています。</p>

【第9章】条例の検証と改正（5件）

番号	意見	検討委員会の対応
173	<p>●この条は不要。          本条例は、草津市の憲章（自治体が定めることのできる最高規範）である。これに基づき、草津市のま          ちづくりが行われるものである。したがって、この条例に定める各条項の目的が達せられているかの検証          と執行への反映が必要なことであり、本条例の良しあしを検証することを定める必要はない。</p>	<p>●御意見のとおり「基本条例の目的が達成されているか」の検証が必要と考えています。ここでいう検証          とは、本条例の善し悪しを検証するものではなく、本条例に即して市政が運営されているかを検証するべ          きであるとするものです。          改正については、その基準について議論となりましたが、具体的な基準や手法は定めず、この条例の目</p>

	<p>何らかの事由で条例の条項がそぐわないものになった場合に改訂するのは当たり前のことであり定めるとすれば、改訂する場合の基準を定める。</p>	<p>的をよりよく実現させるために必要がある場合に行うとして、安易な改正にならないものとなるよう規定したものです。</p>
174	<p>●結局、この条例（他の理念条例全般について）は、第三者的検証機関が機能しないことには、本条例も又、アクセサリー条例にすぎないことをものがたっている。</p> <p>時間と工数をかけて、作ったを自負するが、目的は作るのではなく使うことにあることを忘れてほしくないと思う。回数は重ねたものの、一回あたりの委員の参加人数は多いとは言えず、又、ギ員との温度差ははなはだしく、実際の運用性に対して、期待感もてない。まさに、このパブコメ自体が意見のたれながしにすぎず、何らかの行為的意味をもたない。むなしさと通じるものがある。いわば、“各論条例”ができあがっただけで、本条例の最高キハンとしての風格、「草津らしさ」がだせなかったと感じる。</p> <p>また、言いにくいことではあるが、あえて言おうと思う。本条例の座長はその過程、結果において力不足だったのではないだろうか。草津に御用学者はいらないし、座長はコーディネーターや司会のみではない。審議会座長であっても、ほうしゅうが委員と同額の6, 500円/1日の場合もあるが、本委員会の座長は2万円/1日。より専門性をはっきりしていただくことをきたいしての税金の使い方であったように思う。</p> <p>これからの各論条例の量産化に向けて、また学者が必要となるであろうが、その人選については熟慮を願いたい。</p>	<p>●当然、我々の議論が市民意見のすべてではないという御指摘はあろうと思います。しかしながら、そこにいない多様な市民の存在もふまえ、様々な意見を出し合い、議論をまとめていくなかで、本提言書案は市と市民に提出するに値するものとして策定したと自負しており、また、本条に謳う「市民参加」の意味を身をもって示し、その必要性を感じる事ができたと思っています。</p> <p>提言書案の策定に、本委員会は真摯に取り組んでまいり、それに応えるものを策定することができたと考えています。この提言書案は条例の策定、運営、検証という新しい過程に入り、その過程は市民と市によって進められ、その在り方によって基本条例の実効性が定まり、徐々にそれが高まっていくことを期待しています。</p>
175	<p>●検証する制度について、検証するのはどのような組織でどのような順序でなど、本条例と合わせて定義しておく方がより実効性のあるものになると思うが。（また、できないと判断された場合はどのようにするのか等も含めて明記した方がよいと思うが）</p>	<p>●御指摘のとおり、本委員会としても検証する制度が必要と考えています。しかもそれが実効性を担保されるということが目指されると考えています。</p> <p>また、条例を実効性あるものとするために、制定から施行まで一定の期間を設け、個別条例と整合を図り、関連条例の整備を検討するなどを対応が予定されています。</p> <p>これらの対応を踏まえつつ、どのような制度が本条例の検証のためにふさわしいかを見極め、制度設計をすすめる必要があると考え、提言書案の段階では、ここまで留めています。</p>
176	<p>（修正案）第31条 条例の検証と改正</p> <p>●本条例を改定する場合は、パブリック・コメントを行い、市議会の三分の二以上の賛成で議決することができる。</p> <p>などとする。</p>	<p>●条例の改正については、検証と同様に、その手続きについて、「市民参加」と「情報公開」のもとで議論を重ね、具体的に規定されるものと考えています。</p>
177	<p>●条例の検証と改正は必要であると考えていますが、その検証制度がまだ出来上がっていない状態であると考えています。検討委員会の提言としては理解しますが、条例化するのであれば、その検証制度を作り上げる必要があると考えています。</p> <p>政治の流れも大きく変わり、外交や国政のスタイルも一年で大きく変化する事を目の当たりにしている現状からすると、今後改正が無いということはありません。どういった改正手続きがなされるのか、そのプロセス等も明確化する必要があると考えていますがいかがか。</p>	<p>●御意見のとおり、検証と改正については、その手法や基準について議論となりましたが、具体的な内容は定めておりません。その手法等については、「市民参加」と「情報公開」のもとで議論を重ね、具体的に規定されるものと考えています。</p>